

令和6年度柴田町議会9月会議会議録（第3号）

出席議員（18名）

| | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 石森靖明 | 君 | 2番 | 伊東潤 | 君 |
| 3番 | 吉田清 | 君 | 4番 | 小田部峰之 | 君 |
| 5番 | 森裕樹 | 君 | 6番 | 加藤滋 | 君 |
| 7番 | 安藤義憲 | 君 | 8番 | 佐久間光洋 | 君 |
| 9番 | 平間幸弘 | 君 | 10番 | 桜場政行 | 君 |
| 11番 | 吉田和夫 | 君 | 12番 | 秋本好則 | 君 |
| 13番 | 大坂三男 | 君 | 14番 | 佐々木裕子 | 君 |
| 15番 | 広沢真 | 君 | 16番 | 白内恵美子 | 君 |
| 17番 | 平間奈緒美 | 君 | 18番 | 高橋たい子 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

| | | |
|---------------------|-------|---|
| 町長 | 滝口茂 | 君 |
| 副町長 | 水戸英義 | 君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 一条敏貴 | 君 |
| 総務課長併 選挙管理委員会書記長 | 加藤栄一 | 君 |
| まちづくり政策課長 | 沖館淳一 | 君 |
| 財政課長 | 藤原輝美幸 | 君 |
| 税務課長 | 遠藤稔 | 君 |
| 町民環境課長 | 犬飼美江子 | 君 |
| 健康推進課長 | 佐藤正人 | 君 |

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 福 祉 課 長 | 三 浦 英 明 君 |
| 子 ども 家 庭 課 長 | 真 嶋 朱 美 君 |
| 農 政 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 熊 谷 英 樹 君 |
| 商 工 観 光 課 長 | 天 野 敬 君 |
| 都 市 建 設 課 長 | 佐 藤 康 弘 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 平 間 一 行 君 |
| 危 機 管 理 監 | 太 田 健 博 君 |

教育委員会部局

| | |
|-----------------|-----------|
| 教 育 長 | 船 迫 邦 則 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 小 林 威 仁 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 佐 藤 潤 君 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 杉 本 龍 司 君 |

その他の部局

| | |
|-------------|-----------|
| 代 表 監 査 委 員 | 関 場 孝 夫 君 |
|-------------|-----------|

事務局職員出席者

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 山 薫 |
| 次 長 | 高 木 信 孝 |
| 主 幹 | 今 野 裕 介 |
| 主 事 | 佐 藤 麻 美 |

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 9 月 4 日 (水曜日) 午前 9 時 3 0 分 開 議

第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

第 2 一 般 質 問

(6) 白 内 恵 美 子 議 員

(7) 秋 本 好 則 議員

(8) 加 藤 滋 議員

(9) 森 裕 樹 議員

(10) 安 藤 義 憲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において15番広沢真君、16番白内恵美子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） おはようございます。16番白内恵美子です。2問質問いたします。

1. 前田排水樋管周辺の排水路の整備を。

私は、令和6年度6月会議において、水害対策推進のため、前田排水樋管までの排水路の拡幅と町道脇側溝の土堀箇所への蓋かけについて質問しました。その後、地域から過去に提出された要望を確認したので、再度質問します。

1) 令和元年11月26日に、第12A、第12B行政区の区長連名で、町長宛てに下名生地域の防災・減災に関する要望書が提出されています。

概要は、「当地域では、過去にも大きな水害が何度か発生しており、そのつらい経験から、住民が日頃から安心安全に暮らすことができるように平時の備えの強化こそが肝要と捉え、防災・減災の構えを住民一丸となって徹底していきたい。次の事項の実現につき、積極的に関係箇所への働きかけを強く要望する」であり、要望事項は、1、下名生地区阿武隈川左岸護岸強化工事、2、下名生地区阿武隈川中洲堆積砂の

撤去工事でした。

- ①この要望に対し、町はどのように回答したのか。
- ②関係機関に対し、どのような働きかけを行ったのか。
- ③働きかけの結果は。工事に着手したのであれば、その進捗状況は。
- ④要望後の経緯について地域住民への説明は行ったのか。

2) 排水路整備の質問には、平成24年度から3か年で前田排水路の改修工事を163メートル、平成26年度、27年度には、下名生字清水で土水路の改修工事を256メートル、平成28年度、29年度及び令和3年度には、下名生字新前田で側溝の改修等を362メートル、合計781メートル実施との答弁でした。これに対し、地元では、これら改修工事の計画段階から上流の三名生堀連結地点からの順次整備を希望していたとのことです。

- ①なぜ地元からの強い要望とは逆に、最下流の清水地区からの蓋設置工事を優先させたのか。
- ②下流からの整備では、上流から流れ出た土砂や堆積物が、整備した蓋つきの排水路に流れ込み、排水効果が大きく削減されるのでは。
- ③要望と逆になった理由を地元へどのように説明したのか。

3) 町道脇側溝の土堀箇所への蓋かけに対しては、柵の設置や蓋の設置は行わず、地域の方々の協力をいただきながら水路の維持管理と安全面に配慮してまいりますとの答弁でした。しかし、令和3年6月22日に、第12A区行政区長が、町道下名生21号線、25号線脇用水路は土側溝であることからU字溝の整備と蓋かけを要望しています。理由は、用水路及び近隣住宅の排水路として利用しているが、近隣宅地や田畑などからの土砂崩れの兆候が見られること、21号線は子どもたちの通学路として利用しており、用水時期は水流も早く非常に危険であること、住宅からの排水路として利用しており、気温や気候によっては悪臭や害虫が飛び交い、環境が悪く住民からの苦情があることです。環境に配慮し、安全安心な住みよい地域となるよう早急な整備を要望したものです。

- ①要望に対し、町ではどのように回答したのか。
- ②回答について地域住民への説明を行ったのか。
- ③令和6年度6月会議終了後に、地元の方から、個人宅地にまで排水路からの濁流、浸食が激しくなっており、排水路の早急なる蓋設置を望むとの声が届いている。早急に蓋かけが必要では。

2. 住民主体による、ふるさと文化伝承館の在り方の再考を。

柴田町史通史編2に、ふるさと文化伝承館について、この施設は町ゆかりの文化を受け継ぎ、守り、発展させるための活動の中心となるほか、広く生涯学習の里づくりの拠点施設として建設されるものである。内部は、町民が展示、発表、学習の場として活用でき、また、町の自然、文化、歴史をビデオとスライドで学ぶ

ことができるとの記述があります。現在の柴田町図書館は、この町民の展示、発表、学習の場であるエントランスホールを借りて、2010年5月に暫定的に開館しました。新図書館の開館まで、準備期間も含めると20年近くもふるさと文化伝承館としての機能が失われることとなります。

現在、新図書館基本計画策定に向け、住民ワークショップが開催されており、郷土資料の充実を望む声が多数上がっています。その中に、郷土資料は郷土館とのすみ分けをして、住民への公開に努めることとの意見もありました。新図書館基本計画策定前に、住民が主体となって、ふるさと文化伝承館の在り方を再考すべきと考えます。早急に、ふるさと文化伝承館の在り方を考える住民ワークショップの開催を提案します。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1 問目、町長。2 問目、教育長。最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内議員、前田樋管に関する質問が多数ございました。お答えをいたします。

まず1 点目、下名生地区の防災・減災に関する要望書について、この要望に対し、町はどのように回答したのか及び関係機関にどのような働きかけを行ったのかについては、関連しますので一括でお答えいたします。

令和元年11月26日に、第12 A、第12 B 行政区会の会長から要望の提出を受けました。要望書には、関係箇所への働きかけについての要望であったことから、国土交通省東北地方整備局河川国道事務所岩沼出張所の所長へ要望事項について伝え、要望の実現に向け働きかけを行いました。

③働きかけの結果は。工事に着手したのであれば、その進捗状況はについてですが、行政区会及び柴田町からの働きかけにより、岩沼出張所では、1 つに、阿武隈川左岸護岸強化工事については、令和2 年度に樹木伐採及び低水護岸の補修を行い、2 つに、阿武隈川中州堆積砂の除去工事においては、平成30 年度から下名生地区の下流である槻木大橋付近の河道掘削工事を実施し、3 つに、令和元年度に阿武隈川と白石川の合流付近に設置されている河川監視カメラについて、夜間でも視認できるよう高感度カメラに更新したとのことでした。

④要望後の経緯について地域住民への説明は行ったのかについてですが、令和2 年11月25日に、柴田町役場内で、要望者である12 A、12 B 行政区会の会長に対し、柴田町都市計画課が同席した上で、岩沼出張所の所長から要望書に対する回答が伝えられ、さらに意見交換を行っております。その際、12 A、12 B 区会の会長からは、地区の総会で情報を提供することとのことでした。なお、町の権限が及ばない国や県等の要望について、町が直接説明会を開催することはありません。

2 点目、前田樋管の改修についてでございます。

①なぜ地元からの強い要望とは逆に、最下流の清水地区からの蓋設置工事を優先させたのかから、③要望と逆になった理由を地元へどのように説明したのかについては、関連しますので一括でお答えいたします。

まず、白内議員には、一般的に、河川改修工事は下流側から実施するのが基本であることを、まずご理解いただきたいと思います。その理由は、上流部の河道がコンクリートで固められ整備されますと、流下能力が増し、下流側に一気に水が流れ込み、冠水や水害リスクが高まる危険があるためであります。今回の第12 A 行政区会、第12 B 行政区会から出された下名生地区の防災・減災に関する要望書においても、20年ほど前に、福島県郡山周辺での阿武隈川平成の大改修が行われた後から、台風による集中豪雨での増水時には濁流のスピードが非常に速くなり、恐ろしいほどの危険を感じるような状況になっているという内容が記載されております。このように、区長をはじめ地域住民は、上流から河川改修を行った場合、下流側に不都合な影響を及ぼすことをよく認識されております。

そうしたことから、今回ご指摘のあった上流の三名生堀連結地点からの順次整備を希望していたという地元からの強い要望について改めて確認したところ、下名生12 A 行政区から、町に対し、そうした内容の要望はしていないということでございました。なお、下名生前田地区等の整備については、平成24年度から令和3年度まで、排水路改修工事や道路側溝修繕や雨水対策工事を実施しておりますが、これらは、近隣住民や下名生契約会からの要望を受けて行った工事であります。それぞれの工事に関し、沿線地権者への説明を行った上で工事を実施しておりますが、その際にも、沿線地権者から要望とは逆ではないかというようなご指摘はなかったと認識しております。

3 点目、環境に配慮した安全安心な住みよい地域となるよう、早急な整備の要望でございます。

1 つに、要望に対し町ではどのように回答したのかということです。

令和3年6月22日に、第12 A 区内における環境整備、安全対策に関する要望書の提出がありました。町道下名生21号線、25号線脇用水路の側溝整備及び蓋設置要望については、用水路管理者である土地改良区が現場確認を行った結果、土水路は健全に機能しており、施設の保全管理上においても特に支障がないことから、現在のところ蓋つき側溝への改修が必要との認識には至らなかったと回答いたしました。回答について、地域住民への説明を行ったのかということでございますが、要望書に記載されている箇所については、現地確認を行い、文書で行政区長に回答しております。行政区長はそれを受けて、下名生契約会の総会の席で、請願・陳情に関する現状について毎回報告していると伺いました。

③早急に蓋かけが必要ではについてですが、前回6月会議でも白内議員に答弁しておりますが、オープン型の用排水路の延長は約100キロメートルにも及ぶことから、これら全てに蓋を設置することは、多額の費用が必要となり困難です。そのため、オープン型の用排水路の整備については、冠水被害の頻度や範囲、通行上の危険度、改修後の効果、さらに財政状況を総合的に勘案し、随時整備に努めているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 2 問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 白内議員の2問目、ふるさと伝承館の在り方の再考についてお答えいたします。

都市構造再編集中支援事業を活用してのしばたの郷土館の再構築事業は、単に20年間失っていたふるさと文化伝承館としての機能の回復や、従来の延長線上での郷土資料の充実や住民への資料の公開、また、ふるさと文化伝承館の今後の在り方を考えるだけでは国の支援は受けられません。新たに伊達政宗騎馬像と小室達氏の展示コーナーを設置することや、図書館と連携した歴史文化、伝統芸能や創作活動など、しばたの郷土館が担う本来の機能の強化に加えて、住民が主体となったまちづくりの推進、例えば、屋内子ども遊び場の設置による交流機会の拡大、カフェなどの設置によるサードプレイスとしての居場所づくりといった異なる機能を複合化することで新たなにぎわいをつくり出すといった柴田町独自の仕掛けづくりが国に評価され、今回支援を受けることができるようになったことを、まずご理解願います。

なお、ふるさと文化伝承館を含めたしばたの郷土館の今後の在り方については、賑わい交流プレイスデザインワークショップで意見交換を行っておりますので、改めて今回ご提案のふるさと文化伝承館の在り方を考えるワークショップの開催については予定しておりません。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） まず1点目の前田排水樋管周辺の排水路の整備についてですが、やはり地域の方の声を聞くのと、それから町の答弁を聞くのでは随分乖離があるなと思いました。区長へ説明したということなんですが、ずっとコロナで総会は開かれていないので、住民は知らない、知らないということなんですよ。きちんと伝わらないんですよ。だから、このやり方をどこかで変えていかないと、町は全てちゃんとやったつもりでいるけれども、地域住民のほうは何も知らされていないということになるし、せっかく国が取り組んでくれたことも知らないと、町は何もしてくれないとか、国は何もしてくれないかと思ってしまうから、その伝える方法というのを、もっとしっかりと考えたらどうなんでしょうか。

それから、答弁の中では国や県の職員から直接説明していただくということは考えてないようなんですが、今後は、むしろ国や県から職員に来ていただいて説明してもらうということが大事になってくるのではないのでしょうか。そういう形できちんと呼びかけをすれば、住民の方も参加してしっかりと聞くのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） こちら前田地区の要望に対しまして、要望があつてから、町長の答弁にもありましたように国のほうに働きかけをしまして、国それから私ども都市建設課でも同席しまして、区長さんと意見交換をしたところでございます。その中で、当然区長のほうから、そういった内容については総会の中で地域住民へ伝えるというようなお話をいただいております。

そして、国からの説明ということなんですが、実際に実施が決まりまして工事に着手する段階で、その説明会の取り方は様々ですけれども、小規模であれば近隣の沿川の影響のある方々に対して個別に訪問して説明をする場合もありますし、影響範囲が広範囲となれば、その事業主体である国県が主体となって説明会を開催するというような流れで、これまでも住民の方々に情報をしっかりと提供しながら工事を進めてきましたので、今後もそういったスタイルで、しっかりと住民に説明しながら工事を進めていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 補足ですか。町長、どうぞ。

○町長（滝口 茂君） コロナで説明していないと言うんですが、契約会は令和6年の2月に柴田町の回答を受けて報告していると。今、書類も、総会の資料も区長からいただいておりますので、やはり確認して質問していただかないと、全く知らされてないという、先ほどの表現とはちょっとニュアンスが違うのかなというふうに思っています。令和6年2月に契約会の総会で議題に乗せて回答していると。私も、同級生なものですから、直接電話で報告していると伺っております。

○議長（高橋たい子君） 白内議員、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今の契約会で説明したのは、何人ぐらい集まったんでしょうか。多くの方が聞いていけばいいんですが、私がお話を聞いた方は何も知らないでいますけれど。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） から聞いたところによりますと、契約会全員に資料を配付しているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 契約会のほうは、じゃあ置いておいて、総会での説明ということなんですが、総会は開かれていなかったの、結局説明はできなかったと思うんですね。それと、町がすべき仕事ですよ、住民にどういいう工事をするのかを伝えるということは、区長に伝えて、それを区長から住民にというのは難しいと思うんですね。技術的なことを質問されたって分かるわけないし、きちんと町が出向いて、総会とは別に説明会を行うという形が必要なのではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 今回の要望に関しましては、まず阿武隈川の改修とか、そういった工事のご要望を受けております。つまり、管理者である国が行うべき工事でございます。町としては、まず国が行う工事、それを地元が分かるために周知をする手助けとして、区長さんを通してそういった説明会の段取りのお手伝いですね、案内をどこまで出したらいいかとか、そういった相談では協力しております。ただ、やはりそういった工事をどうするのか、最終的には責任は国のほうがございますので、やはり国が主体的に説明を行っていただくという形で住民周知を進めているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 国が主体となって説明を行うという、その段取りをするのは町なんですか。どこの会場を使って、どういうふうに住民にそれを周知するかというのは。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） その辺、地元詳しいのは、やはり私も役場になりますので、国の意向と町の意見を調整しながら、例えば、この場所であれば集会場をお借りするとか、そういったものを調整するのが町の役割ということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それであれば今後、やはりきちんと国から来ていただいてお話をさせていただき、説明させていただき。前に、阿武隈川の護岸工事ってどの程度のことかと聞いたときも、町では資料がありません的な答弁とかもあったかと思うんですね。そうすると、じゃあどこに聞くと、住民がわざわざ国に聞けるわけではないので、取りあえず説明会は、最低でも1回きちんと行って、そのときに資料も出してもらおうという形を取れば、参加できなかった方も後から見ることできるし、もし質問があれば、どこに質問すればいいのかということも分かるかと思うんですね。ですから、国の事業だから町はあまりしなくていいとか、国に任せておけばいいではなくて、その段取りはしっかりとやって、しっかりと周知するということが大事だと思うんですね。今後はしっかりとやっていただけますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸英義君） 当時、担当課長もしていたのでお答えしますが、国のほうは、阿武隈川の下流の改修の関係については、当初から説明はきちんとして、住民の方を呼んでやっているんですよ。そのことはご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 白内議員、再質問ありますか。町長、どうぞ。

○町長（滝口 茂君） 下名生だけが国の管轄するものではなくて、白石川であれば大河原土木事務所、それから道路についても国道・県道の要望が各出されます。残念ながら、それについて直接段取りはしますけれども、説明会を開くかどうかは、やはり責任ある管轄のところで行っていただかないと、それだけでなくも要望件数が100件以上あります。その都度100件していたら、本来の仕事ができなくなると。我々本来の仕事は、中小河川の、柴田町の町長が管理するところはもちろん責任を持ってやりますけれども、そのために国・県・町の役割分担があるものですから、やはりその責任あるところが、国はやっていただきますけれども阿武隈川、そこを柴田町がやれと言われても、段取りは協力しますが、やるかどうかの判断は、責任者である管理者がやるべきだという考えです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） やっていただくように働きかけることが大事ではないですか。やはり国の責任においてきちんと説明してもらうということは必要だと思うんですね。それを、国が説明会を開きますと言ってからではなく、ちゃんと説明会を要望していくという町の姿勢を示すべきではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほども回答しましたよね。下名生地区の、それから12 A・Bの区長さんから、区長さんはちゃんと分かっているんですね。直接、河川国道事務所に陳情に行きますと。でも、役場の協力が必要なので書類を持ってきましたと。それを受けまして、柴田町は、下名生地区からこういう要望がありますので、河川国道事務所の所長さんに連絡して、なるべく早く解決してくれるようにと申入れはしております。

それに対する今度回答、これにつきましても、河川国道事務所所長さんが、わざわざ柴田町を会場に区長さんと呼んで回答して意見交換する。そのときに私どもも立ち会っておりますので、段取りについては、先ほど要望されたとおりに伝えますが、やるかどうかは最終的には管理者の判断だということで、柴田町が白内議員のの聞いていると何もしないように聞いている人は取られると困るので、ちゃんとやっていることはやっているだけでも、決定するのが私じゃないですよということを町民の方に理解していただかないと、この議論、ここで何回もやっています。そのために、やはりきちんと役割分担ってそのためにあるものですから、もちろん我々きちんと段取りはやって、下名生の要望、それに対する回答、場所を提供して区長さんも呼んで、そして今回の要望に対してはきちんと回答し、区長さんは区長さんで、令和6年2月に契約会、ほとんど地区の方一緒ですから、全員に、来ない人にも書類を出して、毎年説明会はやっていると、これは直接聞いた話ですから。たまたま令和 年からコロナでやらなかった期間がありますが、令和6年にも開催したという書類も私もらっていますので、何もやってないということではありませんで、その辺を、白内議員に要望された方に直接伝えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 一般の方は、要望書を出したことも知らないし、回答があったことも知らないという形で来ているので、だから、せっかく町も要望を受けて頑張って、ちゃんと関係機関にお願いをしてやっていたのに、それが住民に伝わらないということに対して、私はすごくここが問題なのではないかなと思っているんですね。町が何もしていないと言っているんじゃないかと、きちんとどう伝えるかということを工夫すれば、まずは、要望を出したのがきちんとこういう形になって工事が行われたんですよとか、これからはどこまでやるんですよとか、そういうことが分かるということが大事だと思うんですね。それがどこかで止まってしまって、やってないので、何ていうのか、何人かはもちろん分かりませんよ、どのぐらいの人が分からないのかは分からないけれども、私と話をした方は、とにかく知らない、区長が出したことも知らないし、どんな回答があったかも知らないけれども、何か工事はやっているという感じだったので、それを解消しないとイケないと思うんですね。町の職員も忙しいのは分

かるんだけど、一気にきちんと説明すれば、そこで分かってもらえるわけですから、やはり全体に対する説明会、契約会だけじゃなくて全体に対する説明会というのをきちんと行うべきではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） きちんと区長は、毎年毎年役場並びに国に対する要望書を地区の住民並びに契約会から吸い上げて、文章にまとめて、そして提案しております。これについては、ちゃんと国も町も文書で回答させていただいております。そのときに、区長さんには私のほうから、区長自ら役場の回答を並べかえて、それで総会資料の中で、きちんと説明しますということでございますので、この契約会の総会には、やはり通知も出しておりますし、項目もすぐありますので、やはり一人一人はそういう総会に出て確認すべきだと私は思います。区長もきちんとやっていると。これを一人一人伝わらないから、そこまでやらないのは町の責任だみたいに言われたら、職員何人あっても足りません。

ですから、やはりきちんとしたルールの下にやっておりますので、そしてちゃんと情報も伝えておりますので、現に工事をした際にも、今度は直接町のほうで説明をしております。そのときも、本来であれば全員来て聞かないと、白内議員の言い方ですと役場の説明が足りないみたいなことを言いますが、それは不可能です。ですから、やはり説明会をやりますと、実際の工事に当たっては説明会をやっておりますし、その際に、過去に、先ほど言った上流から説明しなきゃおかしいみたいなことも言われたことはない、これは事実ですから、それを踏まえて議論しないと、一方的に自分の意見ばかり言っても、町のほうはそういうふうに行っているということも伝えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 白内議員、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ですから、町がやっていることと住民が問題だと思っていることが、どうしても乖離しているなと思うんですね。例えば今の問題だって、区長が説明する問題ではないですよ。担当課がきちんと説明をする、技術的なことを聞かれても答えられるようにするということが大事だと思うんですね。地域住民の方は本当に、いろいろな方がいらっちゃってプロもいらしゃるわけですから、技術的なことだって質問は出ると思うんですよ。それを区長が答えられるかと言ったら、そこまで求めるべきではないと思っております。ただこういう回答がありましたら伝えるのはいいんですけども、その説明会というのは、やはり町が責任を持って町自身が行うか、県や国に行ってもらうか、それはしっかりと考えてやっていただきたいと思っております。

町長は初めから否定しているけれども、本当に現場の人が話すというのは、とても大事なことです。今年春にも29 で砂防ダムができたので、その説明を県の職員が来てちゃんと説明していたんですね。ちょうど危機管理監も参加なさっていたときなんですけれども、そうすると、やはりちゃんと詳しく説明してもらうから皆さんよく分かるんですよ。それを、例えば区長説明してと言われても、ちょっとそれは難しいなということがありますので、ましてこのような工事関係については、そんな区長任せではないと思うんですよ。そして、きちんと資

料として残せば、参加できなかった方にはそれを配付するという形が取れば、区長のところに置いておいて参加できなかった方が頂いていくという形でも何でもいいですよ、でも、1度はきちんと町もしくは国・県に説明してもらおうということは大事なのではないですか。

○議長（高橋たい子君） 要望ですか。お答えをいただきますか。（「いや、大事だからやるべきではないですか」の声あり）答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 繰り返しになりますが、白内議員もおっしゃっていますね、県の方が来て詳しく説明してよかったということは、詳しく、工事を進めているのは河川国道事務所です。ですから、うちのほうが主催してやれないというのは説明がつかないからです。河川国道事務所は、工事をするときには、これまで元の担当課長が説明をしていますと、説明会を開いています、やると言っているんですね。そこに全員来ないときに、たまたま来ない人もいると思いますが、それをもって説明会が不十分だと言われたら、役所は成り立ちません、説明会は、きちんとやるときに、やはり来るということは大変大事ではないかなと思っています。

それから、区長は町の回答でやるかやらないかを報告して、実際にやるとなったときの工事については、町も工事説明会をちゃんとやっていますということです。何月何日、説明会をやりますから来てくださいと。そのときに都合が悪くて来られない方までフォローするには、相当職員がいないと難しいということでございますので、町の工事については、工事をする際にはちゃんと説明会を開いて技術的な問題をやっていくということでございますので、その辺みんなごっちゃにして説明されると、多分聞いている人のほうが分かるのではないかなと思いますので、ぜひとも工事説明会は、技術的なものは町もやっていると伝えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 何度もそれこそ言いますが、町が行う工事であれば町がやればいい、国が行う工事であれば国、県が行う工事であれば県の方に来ていただいて、きちんと説明をしてもらうことが、これから必要なのではないかとということなんです。というのは、国土交通省が進めている流域治水の考え方からすると、地域住民はステークホルダーなんですね。本当に利害関係者なんですよ。一緒に進めるようにということが書かれていますよね。ですから、住民の声も聞きながら進めていくことが大事になるので、こういう工事をしたいんだけどもどうかとか、こういう工事になりましたとか、きちんと情報は提供する、情報の共有が今後ますます必要なのではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） まず、この下名生地区、今回令和元年度の要望についてお話がありますが、下名生地区自体は、昔から地域が地区の要望をまとめて、たくさんの要望というか、そういったものをいただいております。書類を遡ると昭和の時代から全て積み上がってしまっていて、それに対して、数年は何回かに分けて、その都度その進捗状況について回答を地区の代表、区長さんであったり契約会の会長さんに回答して

いる、積み上げの書類が私も確認しております。

そういった形で、まずは地区の代表者から要望をいただいて、代表にその内容を伝える。そして、代表の方から地域の方々にその経過を報告してもらうという流れを取っています。また、都市建設課では年間約800件ぐらいの情報、要望を受けております。それは、当然個人の方からもございますし区長さんからもございます。その回答に対して、当然できるもの、できないものがございますので、その辺をしっかりと要望をいただいた方にしっかりと赴いたり、電話であり、そういったものを伝えて、できる、できないを理解していただいた上で、こういった仕事を進めております。

ですので、その都度その都度説明会を開いたり、100人の関係者がいて100人に全員周知するのが理想かもしれませんが、なかなかそうできない部分は、例えば区長さんを通しての文書の回覧であったり、そういったものを通じて情報提供には努めていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 白内議員、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 排水路整備で、上流からの蓋がけ設置を地域では要望していたというんですけれども、下流側から実施するのが基本であるということ、どこかの時点で説明をきちんとしているんですか。そこで話合いにはならなかったですか。何か、どういう形で、地域ではずっと言っていますよと言われると、私も「ああ、そうなんですか」なんですけれども、なぜここで食い違いが起きているんでしょうか。工事前に説明ということではなかったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） まず、前田排水路の関係ですけれども、書類を確認しますと、一番最初に、この地区の水路改修の要望を要望書として受けているのが平成9年になります。その時点から、その地区の排水の対策について要望を受けておまして、16年、20年、21年と、その都度進捗について区長さんのほうへ報告をしております。そういったやり取りの中で、まず下流側から側溝整備をかけていく、そして集会所の前ですか、下名生の集会所の前の側溝整備、道路のかさ上げということで、その予算のつき状況も含めて、区長さんとしっかり情報を共有しながら工事を進めてきたものであります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それについてもなかなか、住民側ではそうじゃないというような思いがまだ残っているというので、どこかで話合いができるといいですね。

では、町道脇側溝への蓋かけなんですけれども、田んぼへ水を流すために用水路の水門を開けたときに大量の水が流れ、土側溝が大きくえぐられるとのこと。要望書が提出された際に、えぐられた現場は担当課は確認していますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

- 農政課長（熊谷英樹君） 農業用水路の機能維持の管理者である土地改良区と一緒に、農政課の職員も現地を確認しております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 確認した上で、結局、用水として流すのには問題ないということですよ。ただ、住民の要望というのはそういうことを言っていますか。違う観点から、住民は要望していると思うんですけど、それは農政課だけで止まってしまったんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。
- 農政課長（熊谷英樹君） 基本的には、第一的には水路の管理者である柴田町土地改良区で実施すべきものと判断しております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） えぐれているところも確認しましたよね。それは土地改良区が行うものなんですか、工事は。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。
- 農政課長（熊谷英樹君） えぐれているところといいますと、実際には宅地のことになるんでしょうか、「（宅地側が」の声あり）現場確認していますけれども、宅地の西側にある既存の土のうですね、土のうについては水路側に積んでおります。土のうのない宅地側が引っ込んでおることから、のり面が削られたと誤解が生じますが、実際は宅地の生け垣部分まで、のり面は確保されている状況でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） ただ、放っておけばまた土砂崩れが起きますよね。えぐれるというのは次々えぐれていくわけなので、その対策は行わないんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。
- 農政課長（熊谷英樹君） 確かに、経年で水路の流れによるえぐれか、もしくは宅地側の雨水による、流出によるえぐれが生じるかもしれませんが、現在のところ、すぐにも改修が必要とは認識しておりません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） えぐられた場合は、ただ要望すればそこは改修してもらえますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。
- 農政課長（熊谷英樹君） 土地改良区にも予算的制限がございますので、まず優先的に危機的なところ、例えばのり面の補修だけではなくて水門の補修とか揚水ポンプの修繕とかもございまして、そちらを優先しながら、こちらの現場も注視している状況でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 近隣の方からなんですけれども、「個人宅地にまで排水路からの濁流、浸食が激しくなっており」という声が届いているんですけれども、これに対してはどう考えますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君） 用水については、主に5月から9月上旬とか流れてきます。番水制度で、実際水が来るのが週2日程度です。状況を見ておりますが、よほどの大雨でない限り、濁流が発生するとか水の流れが大きいという認識には至っておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そのほかにも、気温や気候によって悪臭や害虫が飛び交い、環境が悪いというふうに住民からは要望が出ているということなんですけど、これは農政課の範囲ではないんじゃないですか。どうですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君） 用水機能として、農政課のほうで見えております。5月から大体9月上旬、今頃まで絶え間なく、ある程度の水は流れてきておる。ただ、6月と8月末にエガリのために水を止めますが、それも2日程度なので、そこで虫が湧くとか汚水がたまるというような状況は確認しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ただ、要望書でもこういう声が出ているわけですから、そうすると、農政課だけの問題ではなくて、排水路として使っているから問題ができていくわけで、これはもっと、ほかの課で考えるべきことなんじゃないですか。農政課だけが回答してしまいましたけれども、いかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君） 基本的には、農業用水路の管理として、小水路の土砂上げによる用排水機能の維持、そして、のり面の草刈りによる見通しの確保による転落予防、防止に努めながら管理している状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 農政課の回答で、あれもありましたよね。敷地側土留めは宅地住民が対応することというのもあったはずなんですけど、先ほど町長答弁ではなかったと思うんですけども、敷地側土留めは宅地住民、なぜですかと、用水として使ったり、排水路として使っているからいろいろなことが起きているのに、それは宅地住民が行うんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君） その所有者の考え方にもよりますけれども、自分のところの敷地であれば自分で土留め工事をする方もおられますし、できない場合、今現場については土地改良区で注視している状況で

すが、もしこれ以上のり面がえぐられるような状況、危険性があるのであれば、土地改良区でも土のう積みもしくは板柵設置などの修繕を検討することとなります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 田んぼに水を引くための揚水により、宅地側に濁流や侵食、土砂崩れが起きているのですから、これは当然、敷地側土留めは宅地の方ではなく、町もしくは土地改良区がきちんと、要望があれば全て対応しなければならないのではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君） 予算的制限もございますので、まずは優先順位を決めながら取りかかりたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） あとは要望書では、子どもたちの通学路である土側溝で用水時期が非常に感じるとありましたけれども、この場所で、令和元年台風19号のときに事故が起きているのではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君） こちら町道21号線脇側溝路で事故が起きたとは聞いておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 台風の豪雨で道路と用水路の境が分からなくなり、用水路に車が飛び込んだのではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君） 確かに令和元年台風19号時、こちら前田地区、2日間程度冠水して家から出られなかったということは事実でございます。ただ、町内各地こういった状況で車が水没したということは聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 事故後に地域から道路拡幅の要望が出たのではないですか。それでポールを設置したと聞いていますけれども、どうなのでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 先ほど、地区のほうから前々から要望がありましたということで答弁させていただきましたが、同じように、拡幅というよりは水路の整備ということでご意見等はいただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 下名生地域は柴田町の最下流にあり、船岡地区の水が全部流れ込むわけですよ。それを一手に引き受けていただいているわけです。今後は、下名生地区だけの問題としてではなくて、

船岡地域全体の問題として取り組むべきではないでしょうか。だから、予算がないから、100キロメートルしなきやならないから駄目ではなく、船岡地域の水が流れ込んでいるのだから、船岡地域の問題として取り組むという考え方が必要なのではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 船岡それから下名生地区ということで、特にすみ分けするわけではなくて、やはり私も、限られた予算の中で雨水対策それから側溝整備について、認められた予算の中で、より効率のいい形の工事を実施していきたいと考えております。今回の議会の補正予算にも、下名生地区の側溝改修をご提案させていただいておりますが、ああいったところのように、土水路で流下能力が非常に低くて、その末端には排水ポンプがあって、そこまで円滑に排水が流れていけば、ポンプで効率よく強制排水ができると、そういった、特に効率的なところを優先的に整備しておりますので、今後も、船岡だから、下名地区だからということではなく、より効率のいい、そして優先度を判断しながら側溝整備をしていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 優先度を考えるときに、一番水が集まる場所、要は住んでいる人たちの水ではなく上流の人たちの水が集まる場所を最優先にすべきではないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町の船岡の水だけではなくて、これは西住地区も同じでございます。船迫地区は白石川の水との関係もございます。その水害地帯が、柴田町はそのほかにもございますので、それについては計画的にやってきております。下名生地区については、住民からの要望で、これまで平成30年から随時計画してやっておりますし西住もやっております。東船迫についてもやっております。

ですから、町としては全体を考えて行わなければなりません。船岡の水だから下名生を優先というわけにはいかないということでございます。ほかの地区も、いろいろな上流部の水を集めて、自分のエリアを通過して白石川、阿武隈川に流れるものですよね。そのためには、やはり予算というものが重要だということでございます。

何度も申し上げますが、今回も下名生下流のほう、剣塚のほうの土側溝整備をやる予定にしておりますので、これまでも下名生地区はやってないということではないんです。ここを見ると、1、2、3、4、5、6、7、8、8か所も、ほかの地区より多分優先して水路整備はやっているということになるんじゃないかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 白内議員、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 続いて、ふるさと文化伝承館の在り方の再考をに移ります。

第3回図書館ワークショップでは、ゼロ歳から中高生までの子どものコーナーの面積を十分に取る案が出ました。乳幼児を図書館の外に出す案は出ていません。木のおもちゃや壁面を使ってのアートや落書きなどは、

通常の図書館サービスです。図書館以外の建物に室内子ども遊び場が必要かどうか、ワークショップの参加メンバーや、また参加していない方々の意見を聞く必要があるのではないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、室内に子ども遊び場、図書館内に子ども遊び場をつくれれば、面積が限られておりますので、その分、蔵書が当然少なくなるということもご理解いただかないといけないということでございます。それから町民、それから子ども議会等では、広い室内子ども遊び場、今、夏休みも熱中症の関係でプールが使えませんので、涼しいところで体を動かしたいという要望が出されております。

そういう意味で両方を考えますと、やはり、もちろん図書館には子どもたちが本を読むコーナーは設けるつもりですが、あまりエリアを大きくするよりは、ふるさと文化伝承館の図書館の空きスペースを使って、広い場所で体を動かすほうが、より両面効率的に使えるのではないかなと思いますし、国もそうしたこれまでの考え方を変える柴田町のやり方を評価するからお金をくれるのであって、その辺ご理解をいただかないと、前提条件、意見が異なっていては議論が前に進めません。ふるさと文化伝承館をそのままリニューアルするのは文部科学省の仕事でございますので、国土交通省のまちづくりの今回の事業には入らないということでございます。

ですから、図書館の面積が決まっている以上、ある程度、本を読む方々、ゆっくりくつろぐ方々のスペース、それから郷土資料を読みたい方のスペース、子どもたちが遊べるスペース、それを調整しなければならないということになります。ですから、これから住民懇談会でどういう要望が出されますけれども、業者には1,500程度とお願いしておるんです。それを1,600、1,700には、対議会もありますので難しいということなので、その中でどういう調和をするかがこれからの課題ではないかなと思っております。

図書館につくりたいという人もいれば、それでは狭いので、ふるさと文化伝承館を使ったらいいんじゃないかなど、いろいろな要望が両方あるということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） いろいろな要望が両方あるということであれば、ですから住民同士が話し合う機会をつくったらいかがなものかと思えます。というのは、図書館ワークショップでは、私もびっくりしたんですが、皆さん、もし面積が狭くなっても子どものコーナーだけは最優先に十分に取るというふうに、子ども優先に考えている人が多いなと感じたことです。たまたま私が参加していた班だけなのかもしれませんが、すごかったですね、しっかりと子どものコーナーは取るべきだと。子どものコーナーをきちんと取った上で、平日あまり子どもの来ない時間は、当然そこは高齢者だったり、もちろん一般の方が使いやすくすればいいだけで、子どものコーナーだけはしっかり取ろうという案が出されました。

ですから、話し合う機会をつくるべきだと思うんですね。町長は、国土交通省の補助金を使うためにはそうしなきゃならないと言っているけれども、伝承館の使い方、もう少し歴史のほうから考えていけば、柴田の歴史を

もっと後世に残すための面白い企画をきちんとそこに持ってくれば、にぎわいは当然つくれますから、だから何も無理して子ども遊び場をつくる必要はないと思うんですね。

体を使って遊ばせたいということであれば、8月20日、同じ日に情報提供のあった総合体育館の事業計画、企画提案に、キッズコーナーはエントランスやアリーナとの一体的活用も想定し、子どもがいつまでも楽しめるような整備運用を行うとあります。また、防災広場は外ではありますが、遊具を貸し出し、子どもの遊び場として開放する。それから、乳幼児の体づくりのプログラムも行うと、ここまで書かれています。体を使っての遊びは新体育館に任せるべきではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） まずこの計画、認められたのが令和5年から事業スタートしておりますが、国から認められる前、令和4年度から、ここの賑わい交流拠点をどうしていくかというプレイスデザインワークショップを宮城大の協力の下、開催してきております。令和4年度は3回、それから令和5年度は7回、今年度は今日までで2回、合計12回開催しました。さらに、令和4年度につきましては柴田高校にも協力をいただきまして、2回ほど高校生の意見を聞くというような形で、住民参加の、どういう拠点にしていったらいいのかということで話し合いを重ねてきております。参加者も累計にしますと300名くらいの参加を重ねてきて、この郷土館のリノベーションの方針についていろいろ検討をしてきております。

その中で、子ども遊び場というのが非常ににぎわいをつくる中で重要な施設であろうというような提案を受けております。このワークショップで出た意見を、町の町長をはじめとする庁議メンバー、都市再生推進本部会議にかけまして、その方向性を住民の意見を吸い上げて、そして町の中の執行部のほうで検討して、さらには全員協議会等でその方向性をご説明してきているという中で、しっかりと計画を積み上げて今日まで至っているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 町長、どうぞ。

○町長（滝口 茂君） この文化歴史関係のいろいろな施設が造られた時代がございました。その後の利用について、各首長で意見交換をしているんですが、やはり、文化的な郷土資料的な使い方よりも、子どものにぎわい遊び場に改修したら余計に利用客が増えたというお話が各地で聞こえております。今、やはりにぎわいづくりの一番ホットな話題になっているのが室内子ども遊び場でございます。そして体育系ですね、体を動かす小学生以上の体育系は総合体育館でやりますが、こちらはあくまでも遊び場でございます。体を使って遊び場でございますので、すみ分けは可能だと思っております。

ちなみに、郷土館の使い方、先ほど建設課長から資料をいただきましたけれども、当時、図書館の中は何だったのかという写真があるんですが、そうしたらテーブルしか置いていないということでございます。今の図書館の北側はマルチメディアかな、大スクリーンと映像と音楽、迫力満点という、これについては、今回の改修で体

験学習室に大スクリーンを用意してメディア関係の建物を造りますので、そういった意味で元に戻すというだけでは、先ほど言ったように補助金の対象にならない、図書館も造れなくなるということでございますので、その辺、やはり理解して進めないと、自分の図書館は造りたいんだけど、ここは郷土館にすると、コンセプトが崩れて図書館自体が造れなくなるという事業でございますので、やはり提案したとおり、何もなかったところに今回は子ども遊び場をつくって、にぎわいをつくる目的はかなえられると踏んでおりますので、その点、郷土資料を充実しないというわけではありません、資料も充実した上で話ですよ、それについて、ワークショップでお知り合いの方々に趣旨をぜひ伝えていただいて、どこかで調和を図らないことには、この建物、図書館も郷土館のリニューアルも、みんなの広場も造れないんだということでございます。

お金が、町の一般財源がいっぱいあるのであれば国の予算を当てにしないでやれますけれども、今回は国の2分の1の補助、90%、これを国から駄目ですと言われたら造れないということになりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 交流プレイスデザインワークショップは、もう何回も開催されて、ただし、そこで一番最初から、伝承館の今現図書館が入っている場所は空スペースだということで皆さんの案をいただいたと思うんですが、本来返すべきというか、元に一旦戻すべき場所なんですよ。図書館を造るときに借りたんですからね。町長、お忘れでないでしょうね。14年前に開館したときというのは、本当に当時発表の場として使っておられた方々からは、本当に反対もあって、私も本当に申し訳ないと思って今まできました。

それと、今一番問題なのは、郷土館職員が狭い中で活動しているんですよ。本来、もっとしばたは資料だって展示したいし、もともと町内の旧家にはたくさん郷土資料が残っているわけですから、その収集や分析もしていかなきゃならない、古文書の解読もしていかなきゃならない、いろいろなことを抱えていますから、それなりの広さはどうしても必要になるんですよ。

それと、歴史について学びたい、自分も何か参加したい、町に貢献したいと思う方が、何か私も最近になってそういう気持ちが分かるようになってきました。そういう方が町内にもたくさんいらっしゃるんだなと思っています。ですから、郷土館が郷土館として住民が本当に利用しやすい場所に変わっていけば、それこそ子どもを呼び込むよりも、特に高齢者を呼び込むことでにぎわいはつくれると思うんですよ。

ですから、今の本当に現図書館は郷土資料を置くコーナーにして、そこで展示や発表ができれば多くの方が訪れる、まして町外からたくさんの方がみえるだろうなと思います。もう一度、もうぎりぎりのところですから、しっかりと考え直してはいかがでしょうか。そのためにも、実際に今、ふるさと伝承館の在り方については、実際に郷土の歴史に今まで関わってきた団体の方や、それから柴田の歴史を大切にしたいと思う方々の意見も聞かなければならないと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） まず、プレイステーションワークショップの中で一番最初ですけども、図書館がなくなって、そこが空きます。当然、その元、じゃあ何だったのかということも参加者の皆様に提示した上で、そこに戻すか、それとも新たに違うものをということも当然話しておりまして、その選択肢の中から、もっとにぎわい、たくさんの方が来られる施設ということで、現在の子ども遊び場というような方向性に来たということの、まずご説明を1点させていただいて、さらに今回社会実験を行いまして、子ども遊び場を設置しましたところ、体験学習室、昨年度は文化施設利用で5日間で66人、1日当たりですね。それに対して今回は1日当たり100人という、100人を超える人が来ていたということで、かなり人が集められる施設になっている。

そういう形で、あそこのしばたの郷土館、これからリノベーションして、これまで来たことのなかった新しい対象の年齢層というんですか、そういった方に来てもらう。そして、その社会実験の中で、1日だけナイトマルシェ、夜に開催をしたイベントもしました。その中で、思源閣のほうで学芸員さんが歴史のナイトツアーという形で開催していただきました。そして、そこにナイトマルシェに来た方が参加いただいて町の歴史を学んでいただいたということがございました。

そういう形で、新たな人を呼び込む、そしてその中で思源閣でそういった歴史文化などを周知する活動を一緒に併せてすることで、新たに新しい層に柴田のそういった歴史とか魅力を伝えるいい場所になっていけるんじゃないかなと考えておりますので、その歴史文化、重要だというのは非常に理解しておりますが、その部分については思源閣の中に濃縮、集約して、新たに来る人に周知していくという形がいいのではないかなと考えております。

○議長（高橋たい子君） 町長、どうぞ。

○町長（滝口 茂君） 先ほど申しましたように、ふるさと文化伝承館は、国に対しては文化、生涯学習活動、まちづくりの拠点とするということで今回了解をいただいておりますし、思源閣は思源閣の職員と意見交換して、これまで思源閣の職員が貸し館業務をやって本来の業務ができないということがありましたので、貸し館業務から切り離して、思源閣の歴史、文化、そういうものに進化するように計画を立てているところでございます。

ですから、これからは新しい事業として伊達政宗像と小室達展示コーナーの運営をしたり、それから歴史文化遺産活用フォーラムをやったり、大人の歴史夜学講座の開講をしたり、地域文化の資料のアーカイブ化に取り組むということで、思源閣は思源閣なりに、これまでの業務にプラスアルファして新業務をやると。そのためには、まちづくりセンターに貸し館業務を委託するというすみ分けも今考えているところでございます。

ですから、全て郷土館になると、先ほど言ったりリニューアルの対象になりませんので、まちづくり、生涯学習、文化歴史活動、まちづくり、そして交流施設、これが一番今回の国土交通省の目玉とするところでございます

ので、室内キッズ、子ども遊び場を中心に新たな交流にぎわいゾーンをつくってまいりたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 子どもの遊具を置いて社会実験をして、何人も来たということなんですが、実際図書館で全部やれることなんですよ、もし同じことをやろうと思えば。ですから、図書館の子どもコーナーを充実させれば、別に新たに室内遊び場は本当は必要ない、むしろもっと有効な使い方が必要ではないかと。

室内遊びというのは、今だって子どもセンターや児童館をもっと使えるように、それこそ遊具を増やしたり工夫すれば、もっと使ってもらえるのですから、無理してあそこにつくるのではなく、むしろ図書館の子どもコーナーを充実させる、遊びも少し取り入れられるようにすればいいのだと思います。

それで、河北新報 9 月 1 日付の持論時論に、仙台大学客員教授の伊達宗弘氏が、先行き不透明な時代、一番大切なことは、次代を担う人たちに自信と誇りを持って語れるふるさとの歴史や文化をしっかりと伝えていくことであると書いておられました。現在、柴田町では、次代を担う人たちにしっかりと伝えていきますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 潤君） 伝承というところをしっかりと伝えていきますかということなんです。

当然、文化伝承館の機能ですね、文化を受け継ぐ、もちろん生涯学習の拠点施設でもございます。そういう自覚、認識を強く持っております。伝えるという部分では、やはり子どもたち若い世代にどう伝えていくかというのが、一つ大きな部分があると思うんですが、実際そういう部分では、小学生、例えば 3 年生だったと思いますが、伝承館のほうに、特に思源閣のほうに訪れて、郷土の文化、歴史に親しむ中身の、学校で訪れる機会が非常にございます。そういった部分もございます。さらに、伝承という部分では、そういった部分、取り組んでいければなとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 先日、歴史講座を受講して、郷土館前の道路がなぜ幅が広いのか、その理由を初めて聞きました。館山下の道路が広い理由を、講座に参加した方はほとんど知りませんでした。町民にもあまり知られていないのではないのでしょうか。町は、今まで町民に対してこういう説明とかしたことってありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） そちらの講座、私も参加させていただきまして、非常に楽しく聞かせていただきました。私どもまちづくりの観点で、城址公園ですね、これまでもいろいろな整備をして、観光施策も併せてたくさんの交流人口というか、お客さんに来ていただいております。その中で、やはり城址公園という歴史というのはやはり切り離せないものと捉えておまして、数年になりますが、しばた歴史観光ガイドの会というのを立ち上げまして、住民の皆さん、ボランティア団体になりますが、その方々たちが、来たお客さんたちに柴田町の歴史、この間、お話のありました前の道路の歴史であったり、そういったものをお知らせする活動を続けておりま

す。

ですので、そういった、当然、生涯学習課の郷土館で主体にやるのもあれば、こういったボランティアの方々が柴田町の歴史を周知していくというような活動を併せてやっていければ、もっといいのかなと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） かつて13メートル幅のお堀があったんですね。その名残で道路の幅が広いというのは、何か私も初めて聞いてびっくりしました。新図書館建設場所のまん前に橋があって、その橋を渡ると三の丸の柴田家の屋敷の入り口である大手門があったんですね。だから、図書館ができるころというのは、本当に昔大手門のあったまん前なんですね。

何かそれを聞いたときに、私すごく不思議な感じがしたんですね。江戸時代の政治の中心であった館山、三の丸、その大手門の前にしばたの郷土館、もともとありますけれども、本当にその大手門のまん前に図書館が建設される。何かこう引きつけられるものがあったのかなと、何かすごくうれしかったんですけども、ですから、柴田の歴史を後世に継承していくのに絶好の場所なのではないかと思ったんですが、町長いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 確かに、私の小さい頃は、あそこに堀がありました。でも、残念ながら宅地開発されて、堀を渡っていくと、あぜ道を通っていった記憶がございます。そして 〇〇〇〇に登ると、今は広さを確保しておりますが、本当に何て言うんですか、登り口までの何メートルか、20メートルぐらいは本当に狭いところで、それだけ左右に民地があったという記憶があります。

確かに正面ではありますけれども、正面だからこそ、今回は正面の中に図書館を造り、郷土館のリニューアルをして、そして思源閣という本来の歴史文化資料を活用した、ジャンルを絞った中での深掘りをしていくと、この3つの要素を進めていかなければならないと思っております。

図書館の中に、今子どもたちに人気の室内キッズランド、各自治体でつくっておりますが、あの辺の数ぐらいないとスリル感がなくて、子どもたちに恐らく満足してもらえないのではないかなと捉えております。最低限、滑り台、ボールプール、それからボルダリング、それから隠れ家、こういう要素が、ある程度のスペースで確保されないと、子どもたちはすぐ飽きてしまうということになりますので、柴田町は、たまたま図書館とまちづくりセンター、今後、将来まちづくりセンターと歴史 〇〇〇〇、普通は縦に並ぶんですね、ほかの自治体は縦に並ぶんですが、柴田町は横に機能分担してやったほうが、より敷地を有効に、建物を有効に使えと判断しております。

ですから、本来であれば、あそこの民地を買収して大手門を復元するということまでいければいいんですが、残念ながら、もう民地が張りついておりますので、残念ながら復元は難しいと思っておりますが、そういった場所であることは私の記憶の中にありますので、その記憶をこれから記録に残して、このエリアをにぎわいのあるエリアにしていきたいと思っております。子どもたちが来れば保護者も来るし、おじいちゃん、おばあちゃんも来るので、それ

で世代間交流が進むと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 子どもは、図書館を充実させれば必ず来ます。柴田は、上川名貝塚が国内有数の貝塚、それから、私の家のすぐそばにある森合横穴古墳群も仙南最大の古墳群だということを最近になって分かって、私も柴田の歴史というのは本当に町の特色であって、それで最大の魅力なんだなということにやっと気づきました。今後のまちづくりに生かすべきだと考えました。その中に、子育て支援も新体育館、新体育館を活用することで、柴田町は子どもを大切にする町、子育てを支援する町と町内外にアピールできるのではないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 子どもたちは、やはりすみ分けですね。年齢によって遊ぶ対象が違います。新体育館は、やはり小学生以上の子どもたちを中心に、中心ですよ、それから今回造ろうとしている室内子ども遊び場については、就学前の子どもたちを中心に整備すれば、若いお母様方が集まると。居場所がないという苦情も来ておりますので、そこに をしながら交流が深められるのではないかなと思っているところでございます。

ですから、子育ての支援の対策はいろいろな手法がございますので、体育館だけで子どもの遊び場が完結できるものではないと思っております。ぜひとも、恐らく昔、何も使っていなかったエントランス、何も使っていないです、何も使っていないエントランスに今回室内子ども遊び場をつくれれば、使っていない以上にお客さんが集まって、しばたの郷土館エリア、入ったことのない人が結構多いものですから、多くの方に利用していただけるのではないかなという構想の下に事業を進めさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩をいたします。

11時10分再開といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔12番 秋本好則君 登壇〕

○12番（秋本好則君） 12番秋本です。1問質問させていただきます。

1. 柴田町役場の職場環境は。

2024年4月21日のヤフーニュース、共同通信で次のような報道がありました。

総務省、地方公務員の退職状況調査から普通退職者を算出すると、22年度の調査で30歳未満が4,244人で13年度比2.7%、30歳以上40歳未満が4,173人となり若手の中途退職が多いことが判明した。民間企業に比べて公務員の離職率が低いことは確かだが、若年層の離職率が大きく増加しているという報道でした。

そこで、改めて令和3年度地方公務員の退職状況調査を見ると、25歳から29歳の離職率が全離職者の26.4%となり、30歳までに退職する方が39.9%で約4割になることが分かりました。元公務員のブログを読んでもみると、彼はその理由として、年功序列の文化が強く若手が働きにくいこと、若手職員の業務量の多さ、窓口対応などに見られるクレーム対応の多さやトラブル業務が多いことなどを挙げています。これらのことを踏まえて、柴田町役場での勤務状況について質問いたします。

1) 柴田町の状況を見ると、令和5年度に4人、令和4年度に4人、令和3年度3人、令和2年度6人、令和元年度平成31年度8人、平成30年度3人、平成29年度2人の普通退職が出ていますが、これらの方々の年齢と退職理由を把握していますか。

2) 窓口業務などでクレームやトラブルがありますか。また、カスタマーハラスメントやパワーハラスメントのような事案はありましたか。

3) 上記のような事案があった場合、対応はどのようにされていますか。

4) 令和5年度3月会議の一般質問でも取り上げましたが、休日勤務が、令和3年度の時間外休日勤務の平均は12.1時間と報告があります。では、土日出勤と休日出勤は全体での日数はどうだったでしょうか。

5) 土日出勤や休日出勤の代替えはどのように処理されていますか。

6) 正確な勤務時間数を調べるためにも、給与計算の仕事を減らすためにもタイムカードの導入を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

7) 職場のヘルスチェックについて、令和5年度3月会議の一般質問で、安全衛生管理体制が不十分ではないかとの質問をしました。その折の回答では、各課で改善に向けた対策を講じていくというものでしたが、どのような改革方針になったのか、進捗状況も含めてお聞きします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋元議員、職場環境について7点ほどございました。

まず1点目、秋元議員からご指摘のあった平成29年から令和5年度までに公表した普通退職者は合計30人で、年齢については把握しており、20代が10人、30代が9人、40代が2人、50代が9人となっています。退職理由については、記録として残しているわけではありませんが、職員から退職したい旨の報告を受けた際に、退職理由などについて確認をしております。主なものとして、キャリアアップのために、ほかの自治体や民間企業への転職、結婚などの家庭の事情、健康上のためといった理由が主なものとなっております。

2点、3点目は一括でお答えいたします。

窓口業務や電話で長時間にわたって、また1日に数回同じ人物からクレームや高圧的な態度での暴言や脅しというようなカスタマーハラスメントと思われるような事案はあります。パワーハラスメントについては、人間関係のぎくしゃくからパワーハラスメントと思われるような多少のトラブルが見られることもあります。そのようなケースや相談があった場合は、その都度総務課で対応し個別に指導をしております。

クレームのなどへの対応については、職員1人での対応ではなく、上司や先輩、同僚など複数人で対応し、毅然とした態度で時間をかけ丁寧に説明をするようにしております。それでも納得してもらえず、職員に危害が及ぶようなおそれがある場合には警察に通報するといった対応を取っております。なお、8月からカスタマーハラスメントの予防的対策として、職員が身につける名札の表記をフルネームから名字のみとしております。

4点目、5点目も一括でお答えします。

令和5年度の土日出勤や休日出勤の日数は、職員1人当たりの年間でおよそ6.5日となります。土日出勤や休日出勤の代替えについてですが、土日などの週休日に半日または1日出勤した場合には、半日分または1日分の振替休日として、週休日に勤務する日の4週間前から8週間後までの間に取得することとなっております。また、祝日などの休日に1日勤務した場合は、1日分の代休日として、休日に勤務する日の8週間後までに取得することとなっております。

タイムカードの導入です。

タイムカードなどの出退勤管理システム導入については、総務課において10月1日から1か月程度、システムのデモンストレーションの実施を検討しております。対象は総務課職員のみとなりますが、実際に使用し、時間外勤務手当支給など給与支給の業務負担の軽減につながるかどうかなどを検証し、導入するかどうかも含めて今後検討してまいります。

7点目、令和6年3月会議の中で秋元議員より、ストレスチェックの実施体制やストレスチェックの結果の活用、職員の時間外勤務、メンタルヘルスやラインケアに関する研修など、安全衛生管理体制についてご指摘をいただきました。その中で、職場内の安全衛生管理体制を充実させるためには、ストレスチェックの集団分析結果を有効活用することが有効であると考えております。昨年度は、所属長に集団分析結果を確認してもらった時期が遅くなってしまったため、今年度は、ストレスチェックの実施時期を1か月程度前倒して実

施することを柴田町職員衛生委員会で説明し、了承されましたので、現在、実施に向けた準備を進めております。

また、職員に対するメンタルヘルス研修については、現在総務課で、講師や対象を全職員とするのか管理職向けとするのかなどを検討しながら、実施に向けた準備も進めております。職員が、メンタルヘルスについて正しい知識を身につけ、メンタルヘルス不調の早期発見や予防、適正な対応につなげられるような研修内容にしてまいります。

今後とも、集団分析結果や研修を職場環境の改善に生かし、安全衛生管理体制の強化に努め、これまで以上に職員が心身ともに快適に働ける職場となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） 1番目の普通退職者についてお聞きしたいと思います。

柴田町での退職者の状況を見ると、ヤフー等の共同通信の記事のように、若年層が増えているということとはちょっとないように見えるんですけども、ここに出ているように、普通退職者が、年功序列の文化が強く若手が働きにくい、実力主義ではない評価基準になっている、若手職員の業務量の多さ、そういった、ある調査では出ているんですけども、そういうことはなかったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） まず、若手職員の働き方ということになるかと思いますが、実際、窓口の現場に出るのは、やはり若手職員ということになりますので、第一義的に苦情等を受けることになるのは若手職員ということになるのは否めないと思います。

それから、年功序列のよしあしということもよく言われますけれども、役場、行政の仕事については、直接お客様と対峙するときに、やはり年齢で相手方が受け止めてもらえる範囲というのも現実出てまいります。同じことを言ったとしても、若い職員が言うことと、あとは経験を重ねた職員が話をすることと、そういったある程度の年功というのは必要なのかなと考えております。あとは、実力の評価については都度都度行っているということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） これは、柴田町で出している柴田町の給与・定員管理等についてという表、ネットで取ったんですけども、この中で、一般行政職の級別職員数の状況という形で、1級から7級までの年齢構成が出ているんですけども、5年前、1年前、現在という形で出ているんですが、これを見ますと、1級はかなり増えているんですね。それで、逆に3級のほうがかなり減ってきているんですけども、このような傾向が見られるんですけども、これは何か理由があるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 給与の級に関してのご質問でございます。

給与の級に関しては、1級が主事、入ったばかりの者と、それから高くなるにつれて昇進していく者ということになります。その間で、基本的には年月で号俸が上がって給与が上がっていくということになりますので、そのアンバランスなところは採用人数のアンバランスというふうにお考えいただくとよろしいかと思ます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） そうしますと、5年前のやつが18%、それで現在が27%という形で、約10%、5年間で減るんですけども、これは辞めていくということじゃなくて、それだけ給料が上がって上に上がっていくと解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 基本的にはそういう考えでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） それと、公務員を辞めたいと感じたという、その理由の中の1つに、実力主義ではない評価基準というものがあるんですけども、職員の評価というものをどのような形でやっておられるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 職員の評価につきましては、年2回、人事評価ということで進めております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） また同じ給与・定員管理等についてという表の中で見ますと、3ページのところに昇給への人事評価の活用状況という一覧があるんですけども、これを見ますと、管理職員、一般職員ともに人事評価を活用しているというところには何も印がないんですね。そして、人事評価を活用していないというところに丸がついているんですけども、これは評価しているということではないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 評価の基準には、業績評価とそれから能力評価という2つに分かれております。それで、業績評価といいますのは、どんな仕事をしたかということで、どういう目標を立てるかというような評価の基準、評価の仕方ということになります。能力評価といいますのは、職員が身につけていなければならない素養といいますか、基本的なスキルということになりますが、その能力評価という、職員が身につけていなければならないスキル、そちらのほうで評価を図っているということで業績の評価をしていないということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） そうしますと、これは総務省が自治行政局公務員部というところで、地方公共団体における人事評価制度の導入というものがあるんですけども、この中に、確かに能力評価、業務評価 2本立てでいくという流れが書いてあるんですけども、この2つについてじゃなくて業務評価を行っているというのが柴田町だと。逆か、能力評価をやっているということですね。ということは、ここに柴田町で出している表の中で、ここに印がついていないというのは、2本立てでいう総務省のいう業務評価ではないので丸をつけなかったということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） お見込みのとおりでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） この総務省が出しているやつを見ますと、たしか地方公務員法第6条だったかな、第6条ですね、そのところで任命権者の形として、任命権者が能力で人事評価をすることができるという形になって、たしか政令指定都市は義務づけられていると思うんですけども、それで、各いろいろなところの形を見ると、市町村のほうでもかなり進んできているんですけども、柴田町でもこのような形で人事評価に入っていくというような予定はあるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） いわゆる業績評価を評価に使っていくかということのお尋ねだと思います。業績評価といいますと、実際、今どういう仕事をしているか、その目標を立てて、達成できたものに従って評価をしていく、あるいは目標を立てたときの難易度についても評価の基準になっていくということになります。

町役場の業務ということになりますと、定型的な業務から企画的な業務から、様々それぞれ課によって、人によって業務の質が、種類が異なりますので、業績評価というのはなかなか難しいなと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） この総務省の調査によりますと、町であっても、小規模団体における人事評価の実施例というところで、美浜町であるとか松川町であるとか、岐阜県輪之内町というのかな、それとか鳥取県若桜町、職員数は190人、72人というところでも、もう人事評価をやっているんですね。それで、たしか全体として私の記憶が間違いなければ、地方公共団体の市町村の中では約3割、30何%だったと思うんですけども、もう実施しているということなんです。

ご承知でしょうけれども、これ、総務省の中身を見ますと、自己申告をしていって、評価基準をまず明示して、評価項目、評価するやり方を明示して、それと評価者、評価する人自体も研修をちゃんと受けてもらおう。その評価する研修、そして実際の評価の中では自己申告、多分今言われたと思うんですけども、自己申告して、それと今度は面談を行っていく、そして、その結果を公表すると。そして、そこで出たクレー

ムについては対応するというので、サイクルを起こして行って職場環境をどんどんよくするというので、先ほど挙げた評価のところ、評価というか、実際に町でやっているところの評価、考課例として、このようなことを言われているので、努力した者は報われるという当たり前の論理が組織内に行き渡って職員の支給が高まる、あるいは、人事評価は当たり前という評価ツールとなっており、目標管理型の人事評価制度を続けていくことで人材育成が図られる。それと、この形をもっていいサイクルを出すことによって行政サービスの向上が見られる。あるいは、上司と部下との面談で年4回も面談が行われるということで、意思疎通が図られるということになったというアンケートも出ている。

それと人事配置については、組織が職員の業務内容を詳細に把握できることになったので、人員配置や業務分担などの適正が図られることになった、人材活用につながってきたということはあるんですけども、これは私はやるべきだと思うんですけども。あと、ぎょうせいさんのほうで、そういった講習会もたしかやっていると思うんですけども。そういったものを活用していくという予定はないんでしょうか。何かやれば、先ほど一番最初に出た若手の離職者が全体的に見ると増えてくるというところの1つの問題が解決されるのかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 評価の方法、それらにつきましては業績評価に取り組んでいったらよいのではないかとご提案でございます。 にもそう定められておりますので、そのやり方は、どういうふうになれば柴田町に合った形ができるかというのは、研究しながら前には進めていきたいと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） これはまた違う資料で、立教大学のハラダさんという方がレポートをまとめられているんですけども、先ほど面談をすると、年4回面談をするという形になりまして、その面談を行うための受け止め方、どういうふうにあったかということで、例えば面談を1回30分以上やっているというところもあるし、5分で終わっちゃうところもあるんですけども。面談を長く続けているところ、例えば30分以上あるいは15分とか、だんだん短くなってくるんですけども、30分以上続けているところ、あるいは10分、15分というところのほうは、皆さん有益で上司との認識が共有できたとか、あるいは自分の能力開発が分かったとか、あるいはコミュニケーションの能力が上がったとかということで、意思疎通がかなりよくなって、職場が風通しのいい職場になったという結果が出ているんですけども、そういうことも含めて、私は先ほど言いましたようにやるべきだと思うんですけども、もし続けていかれるとして、これを導入するということは、目標として何年頃という、そういう目標はあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 1つ、お尋ねしてもよろしいでしょうか。

意思疎通がよくなった……、よろしいですか。

○議長（高橋たい子君） 反問権。

○総務課長（加藤栄一君） 反問権ではなくて、今の質問の内容確認。

○議長（高橋たい子君） どうぞ。

○総務課長（加藤栄一君） すみません。今ご質問のありました例示の中で、面接時間が長いほうが効果的だったのか、短いほうが効果的だったのかというところが、ちょっと分かりませんでしたので、もう一度お願いします。

○議長（高橋たい子君） 秋本議員、もう一度。

○12番（秋本好則君） 立教大学の先生で法学部教授のハラダさんという方がまとめたレポートなんですが、これを見ると、30分以上というところが一番結果がいいんですね。30分以上、15分から30分未満、5分から15分という形でだんだん下がってくるんですけども、そうすると、有益だったという人の割合がだんだん減ってくるんですね。これどういうことか、物すごく不思議なんですけれども、やはりコミュニケーションでいろいろ上司、担当者、それが話し合うことによって風通しがよくなるんですね。自分がやりがいが出てきたというか、自分の仕事を認めてもらっているというか、自分がやったことに対してちゃんと評価が出るということは、やりがいが出ると思うんですよ。ですから、ぜひ入れて進めてほしいと思うんですけども、もし、いつ頃という目標があるのであれば教えていただきたい。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 申し訳ございません。まず面談については、今現在も行っておりまして、今の時間を長く取れるかどうかというのは、業務繁多なところもございますので、各人によって変わってこようとは思いますが、その辺はしっかりと、これまでも、これからも取り組んでまいりたいと思います。

それから、その評価を改めて導入していくのはいつかというようなご質問でしたけれども、今の時点では、お答えするには至っておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） これ、私の資料の取り方がそうだったのか、どれを見ても、やらないほうがよかったという一つもないんですね。みんな自分の業績を認めてもらって、やりがいがある職場に変わってきて、風通しのいい職場に変わったという報告しか見られませんが、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、その次のハラスメント関係については、吉田議員も大分言っておられますので、私は触れないでこうと思います。

4番目の土日出勤、その辺の関係なんですけど、これは何日取ったということも全部計算されているということですね。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤栄一君） 振替につきましても、時間外と同じで命令ということになりますので、その中で処理するというところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 12番（秋本好則君） 土日の振替、前の週が4週、後ろから8週、これは確認して確実に取っておられるということでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤栄一君） 基本的には取得していると認識しています。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 12番（秋本好則君） その場合の手当なのですが、125%でお支払いをされておりますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤栄一君） 原則、週内で取得していただくということなので、その場合は金額は発生しないということになります。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 12番（秋本好則君） 土日出勤しているのであれば、その段階で日当といいますか、給与ですね、その分がプラスになるんじゃないですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤栄一君） 週休日の振替ということになれば、その週内でプラス分にはならないということでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 12番（秋本好則君） じゃあ私の考え方がちょっと違ったのか、私は土日に出勤するということは平日出勤と違うので、その分のプラス125%で支払われるのかなと思っていたんですけども、それは違うんですね。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤栄一君） その分については、振替週内であれば、そのまま通常と同じということでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 12番（秋本好則君） 同一週に取れない場合がありますよね。その場合はどうなるんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤栄一君） その場合には、基本的には休んでもらうというのが大前提ですけども、時間外のプラス分が発生するということになろうかと思えます。

- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 12番（秋本好則君） 仮に同一週に取れたとして、そうすると、1週間の勤務時間のマックスというのは38時間45分でしたか、これを超える場合が出てくると思うんですけども、それはどういうふうになりますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤栄一君） 週休日自体が認められたものですので、それを振り替えているだけですから、基本は一緒ということになります。同じ、プラスはないということになります。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 12番（秋本好則君） そうすると、1日分、例えば取ると、38.75時間をオーバーすることもあり得るという場合は、半日ずつ交代で取るという、そういう形に指導というのはされないのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤栄一君） 基本はその週内で取るようにという指導ということでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 12番（秋本好則君） ですから、そうすると、柴田町の決めている1週間の限度の時間というのがありますよね。それがたしか38.75時間と決まっていたと思うんですけども、それを超えてしまうこともあり得ると思うので、その場合だと半日ずつ取るという、週をずらすとか、そういう指導をすればマックスの時間を守るということになるんじゃないかと思うんですけども、そういうことはあり得るのでしょうかということをお聞きました。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤栄一君） 今のところ、そこまでの指導はしておりません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 12番（秋本好則君） それでは、休日出勤した場合、国民の祝日というやつですね、そういったことになった場合は、これはどうなりますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤栄一君） こちらも代休ということになりますので、プラス分はないということになります。
- 議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。
- 12番（秋本好則君） これも、私が調べたときは休日代休すれば135%の支払い義務が出るということなんですけれども、これも私の記憶違いですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（加藤栄一君） ただいま調べさせますので、お待ちください。
- 議長（高橋たい子君） 暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前 11 時 41 分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 申し訳ございません。手当として払う場合は135になりますが、実際、お休みが取れるときには特にプラスということはありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） その場合であっても、例えば先ほどの1週間の最高の時間、条例で決めていますよね、それはもうやむを得ないと、超えてもやむを得ないという形でいくんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） まず、国民の休日に関しては週休日とまた別になりますので、勤務時間がオーバーするかしないかということには関わらないと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） そうすると、1週間、条例で決めているマックスを、そういう振替休日をやっても、それはもう問題ないという解釈なんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） やむを得ない状況ということだと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） 分かりました。

それでは、そういった時間をきちんと管理するために、次の行に入るんですけども、タイムカードの導入をどうかと思って入れました。デモンストレーションをやるということなんですが、これは、デモンストレーションをやるまでもなく導入されるべきかなと思うんですけども、やはり1回やってみないと駄目ですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） タイムカードというんでしょうか、時間管理のシステムについては様々なシステムがございます。そのシステムも、どこからどこまでをつくり込みできるか、あとは、現在の給与システムがございますので、そことのリンクということもございまして、様々な状況が関わってきますので、今回は1社とデモンストレーションということで考えておりますが、実際導入に当たっては、様々な状況を考えて検討していかなくてはいけないと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） 市貝町というところで実際取り上げられた例がありまして、これは、今までの例から

すると、実際タイムカードの時間と評定表、勤務表の時間がかかなり合わなくて問題になって、命令簿の残業時間のタイムカードが30時間違っていたという例もあったという報道があったんですけども、そういったことが起こり得ると思うんですけども、柴田町の残業するときの手順というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 基本的には、所属長が命令をして、その時間に勤務をするということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） 先ほどののは栃木県でした。栃木県の市貝町というところなんですけど、これは朝日新聞のデジタル版に出ていた内容なんですけど、ここの市貝町のやり方は、柴田と同じかもしれませんが、所属長の命令によって行う、そして内容を命令簿に書き、所属長の承認を得るという形で初めて承認の時間というのが出てくるということだったんですけども、それにタイムカードをやっていったら、実際、命令簿に出ている合計とタイムカードの時間が合わない。逆にタイムカードが30時間以上ずれている、多かったということもあるんですけども、それで、ここの市貝町では、自席で残業する分はもうカウントしないという、そういうところまでやったようなんです。

かなりいろいろなクレームが来て、今現在は、その制度はないんですけども、例えば、柴田町が、町長がいろいろところで予算書を説明したときに、金がない金がないという話になりますよね。そういったときに、命令簿を出すときに何か忖度をするというのか。そこで、どうもこの市貝町の報道を見ると、忖度があったのか、そこでタイムカードより少なくなってしまうという事例が起きて、たしかこれは町長が減給2割だったかな、そのくらいで自分で自分を罰したという報道があったんですけども、そういうことが起こる可能性というのは、柴田町はないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 時間外命令と、それから機械的な記録との差異についてということのご質問です。

これにつきましては、基本的には、合えば一番、当たり前かと思いますが、実際、今の勤務状態につきましても、やはり時間後にいろいろな情報交換をしたりだとか、職員同士のコミュニケーションを取ったりだとか、そういったケースは実際ございますので、そこでの差異というのは出てこようかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） 先ほどのやつでは、市貝町のやつでは、2010年に時間外勤務の基準として、自席でのデスクワークは残業としないという話が出ていて、これはいろいろところからのもので、現在はやめたというふうに出ているんですけども、ただ、町は職員に対して厳しい要求をしたと考えて、現在ではこの数値は運用

していないということなのですが、ただそういった数値、周りの環境、そういったものが申請しづらい雰囲気を生んだと出ているんですね。何かそういうことが、いろいろなところで起きている、柴田町は起きないということかもしれませんけれども、確かにそれはあり得ると思うので、もしそういうことが出てきた場合、どうなりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） なかなか、たればの質問にはお答えしかねるところですけれども、もし導入することになれば、そのようなことがないように努めていくということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） タイムカードもいろいろな種類があると思うんですけれども、どのようなタイプをデモンストレーションで使われる予定でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 今回のデモンストレーションの機械につきましては、パソコンを立ち上げて、インターネットのアプリケーションに接続して、そこから入れ込むというようなタイプのものを想定しています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） 私もちょうと調べてみたんですけれども、例えば、出入口が1か所でなくても、端末をパソコンにつないでいって、そのデータをクラウドに上げるというシステムも出ていて、それだったらどこも出入りしていても、とにかくパソコンに端末をつなぐジャックさえあれば、どこでもいいということもできているし、これをやることによって、かなり業務効率も早くなってきているというんですけれども、たしか市貝町のところのデータで、これの給与計算をするだけの残業なり仕事量がかなり膨大になってきているというのが出ていたんですけれども、柴田町では、そのようなことを全部手作業で計算されていると思うんですけれども、大体どのくらいの延べ人数ぐらいかかっているか、大体分かりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 延べ人数で何人ということになると、ちょっとお答えしかねますが、基本的には職員班は3人ということで仕事を進めておりますので、その中で がかかっているのが2人ということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） これも市貝町のところの報道なんですけれども、タイムカードの確認とか、月締めの集計作業に数日かかっていたという業務が、それがもうほとんどなくて全部終わってしまうという結果になっているんですけれども、やはりこのくらいの時間はかかっているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） どういったシステムを導入するかというのは、一番大きな点になるかと思います。

例えば、機械的に入力して、何時から始まりましたというような形で仕事をするようなものについては、今度は個人々が、毎日パソコンを立ち上げて入れなくてはいけない。その分、職員系のほうは楽になるということにはなります。

それが、今の給与システム、外注していますけれども、給与計算は、そちらとうまく連動するのか。しなければ、また別につくり込みをしなくてはいけないというような、いろいろなケースが想定されますので、それは導入するとなれば、一番効率のいいものを導入していくという選択になろうかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） ぜひ導入していただいて、そういったことが、先ほどから出ている退職者の中に不満というところで、風通しが悪いとか、若手に仕事が偏るとか、そういったことの妨げというか防ぐことになると思えますので、ぜひ考えていただきたいと思えます。

一番最後に、ストレスチェックの件についてもう一回お聞きしたいんですけども、検討していきますという話なんですが、今までやってこられた、その辺の検査結果報告書というものを出しておられると思うんですけども、これは労働基準監督署に毎年出していたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） ただいま確認しますので、お待ちください。

○議長（高橋たい子君） 暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） もう少し調べるのに時間がかかりますので、後ほど答弁をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） たしか義務づけられているので、多分出していると思うんですけども、ただ、県のほうに行っている可能性もあるので、もし労働基準監督署に出している、1枚のワンペーパーだと思うんですけども、そのところには名前も出ていませんし、ただ数字が並んでいるだけなんですけれども、そういったものを公表するというお考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 今、ちょっとそのものがどういうものか分かりませんので、お答えしかねます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） これは、多分プライバシー ションにもならないと思いますので、数字しか並んでないので、何人ぐらい受けて、どういう結果だった、それで相談した人がいないのであればゼロと出るだけですから、それほど問題にならないと思いますので、ぜひ公開していただければと思うんですが、ただ7問目の町長のお答えも聞いて、これから準備を進めていきますということなんですけれども、前回、ヘルスチェックの質問をしたときに、まだいろいろな意味で準備が足りてないのかなというのが私の率直な感想でした。そういったときに、例えば民間の1つの比較なんですけれども、メンタルヘルスのマスターコース、ラインケアコース、セルフケアコースという3つのコースがあって、1級、2級、3級とあるんですけれども、ぜひこういったものを受けてみる、あるいはこういうのを職員のほうで講習を受けるなり取ってみるという、そのような考え方はないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） まず今、秋本議員からメンタルヘルスのマスターコースの1級、2級、3級、1種、2種、3種ということでしょうか、その資格を受験してはどうかというお尋ねでございました。

私も練習問題みたいなのをやってみたんですけれども、やはり有用なものではあるなと認識はしたところです。あとは、それを資格を取得するという方向で持っていけるか、あとはそれに近いような研修を積み重ねるといふうにしていくかということは、また別途に考えていきたいと思います。

今回の質問で、何回かメンタルを病んで退職に至ってしまったケースがどうなんだというお話が出ていました。実数を申し上げますと、令和6年で3人、5年で2人、4年で1人というようなことでございます。これは、精神、メンタルでの診断を出された後で退職に至った職員ということになります。その中では、やはり自分の持っているパーソナルなものもありますので、全部が全部、その環境が基で退職に至ったということではございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） それこそ、辞めた方がみんなそういったハラスメントとなると大変なことになってしまうので、それは私も十分理解しているんですけれども、ただ、先ほどから何回も言っているように、評価をきちんとすることによって風通しのいい職場になるし、職場環境がよくなって、人材の活用にもつながってくると私は思っているんですね。

ですから、1つのメンタルヘルスケア、そういったことを、こういった形で受けるということも1つの評価基準に入ってきて、評価に全部連携して行って、そうすれば、結果とすると、そんなに私はお金もかからないと思いますし、いい環境になるんじゃないかと思うんですけれども、ぜひ、例えば人事労務管理者、これはマスターコースを取る、あるいは管理職の方はラインケアコース、これはもう必然ですよというぐらいのところまでいったら大したものだと思うんですけれども、そうはならないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） それこそ一般の企業では、そういうふうな方向で仕事をしているというところも承知はしています。そういうふうにできたらいいとは思いますが、どうしても資格取得ということになりますと、勉強する期間も出てまいりますので、なかなか、じゃあ今から、今年からやるぞというような方向性にはなかなかないのかなと。

ただ、それに代わるものとしては、やはり様々な研修、もしかするとリアル研修だけではなくて、職員それぞれがウェブなどを使って研修するというのもできるかと思しますので、その辺はいろいろなツールを使って案内していきたいと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） あしたからというわけにはいかないかもしれませんが、取りあえず、そのつなぎという形で、こういったものを取ってあげば、取ってあげばというか講習を受けることに対する支援とか補助とか、そういったものを出す、用意するということではできないものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 職員の自己研修ということで予算化もしておりますので、その範囲内ということであれば、また補助もできようかなと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（秋本好則君） 時間になりましたようで、先ほどから言っているように、例えばタイムカードを導入する、あるいはメンタルケア、そういったものをみんなで勉強する、そういうことによって風通しがよくなって人材活用にもつながってくるという方法が、ほかのところであるという方向も出ていますので、ぜひこれを活用していただいて、いい職場にしていただければ、結果的に町民のためになることですので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後0時02分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開をいたします。

今のところ、もう少しと、回答が出るのがちょっと時間がかかるということなので、秋本議員、いかがいたしますか。

○12番（秋本好則君） じゃあ、直接聞きに参りますので、今日は結構です。

○議長（高橋たい子君） ということで、これにて12番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

1 時 20 分再開いたします。

午後 0 時 0 3 分 休 憩

午後 1 時 2 0 分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6 番加藤滋君、質問席において質問してください。

〔6 番 加藤 滋君 登壇〕

○6 番（加藤 滋君） 6 番加藤滋です。大綱 1 問質問させていただきます。

1. 特殊詐欺被害を防ぐために。

7 月 31 日付河北新報に、特殊詐欺から高齢者を守るという記事がありました。県内の金融機関が、被害を未然に防ごうと新たな対策を強化するものであり、高齢の顧客全員を訪問して啓発したり、A T M 支払い限度額を引き下げたりするとの内容でした。また、県警察本部によると、県内の特殊詐欺認知件数は、2023 年は 352 件で、2019 年の 213 件に比べ 139 件増加しました。被害金額も 9 億 7,478 万円と、2019 年の 2 億 8,122 万円の 3.5 倍に急増し、被害抑制は喫緊の課題になっているとありました。

特殊詐欺には、従来からのオレオレ詐欺や還付金詐欺など多様な種類がありますが、近年では、交流サイト、S N S 上で著名人などを語って投資に勧誘する S N S 型投資詐欺や、S N S で恋愛感情を抱かせて金銭をだまし取るロマンス詐欺が急増しています。中には、数百万円や数千万円の被害が新聞に掲載されることもあり、しばしば目にするようになりました。

8 月 1 日付河北新報では、警察庁のまとめとして、S N S 型投資詐欺の被害額は、今年 1 月から 6 月で 506 億 3,000 万円で、昨年同期より 437 億 6,000 万円の大幅増、また、ロマンス詐欺の認知件数は 842 件増の 1,498 件に達し、被害額は 82 億 6,000 万円増の 153 億 9,000 万円となったとありました。

町では、町民が安心して快適に生活できる住みやすいまちづくりなどに取り組んでいると思いますが、全国的にも急増している特殊詐欺被害について、町内の状況及び被害防止対策について伺います。

1) 2019 年以降の町内での特殊詐欺認知件数及び被害額は把握していますか。

2) その特殊詐欺は、どのようなケースが多かったのでしょうか。

3) 町は、特殊詐欺被害防止のため、情報提供や注意喚起、被害防止啓発などを行っていますが、そのほかにはどのような対策を実施していますか。

4) 特殊詐欺被害の防止には、行政と警察や金融機関などの連携が重要と思いますが、どのような取組をしていますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 加藤滋議員、特殊詐欺被害を防ぐには、4点ほどございました。

1点目と2点目は、関連がありますので一括でお答えいたします。

宮城県警察が公表している市町村ごとの特殊詐欺の認知件数及び2023年から公表が始まった被害額について、2019年から2024年前半までにおける柴田町の被害件数の合計は26件で、その内訳は、2019年は4件、2020年については被害はありませんでした。2021年は7件、2022年は7件、2023年は6件、被害額は1,151万5,000円でございます。2024年は、1月から6月までで2件、被害額151万円となっております。

特殊詐欺類型の内訳では、携帯電話やメールなどを利用して、電話の利用料金が未払いであるなど、架空の事実を口実としてお金を振り込ませたり、電子マネーなどで支払わせる架空料金請求が最も多く19件でした。そのほかの手口としては、オレオレ詐欺が3件、キャッシュカード詐欺が2件、金融商品詐欺が1件、その他の特殊詐欺が1件となっております。

なお、主に高齢者が狙われる特殊詐欺被害とは別に、40歳から60歳代の現役世代が多く狙われるSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺における県内市町村ごとの被害状況については、2024年から新たに公表されており、1月から6月までの本町における被害件数は3件で、被害額が4,710万円となっております。

3点目の防止のための対策です。

犯人からの電話による被害を未然に防ぐための対策として、大河原地区防犯協会連合会では、受話器に直接取り付け、受話器を取ると警告メッセージの再生と録音ができる簡易型自動録音機を配布しています。

現在、町が単独で実施している対策としては、65歳以上の方が属する世帯において、警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有する特殊詐欺撃退電話機等を購入し設置した場合、その費用の一部に対し補助金を交付しています。また、希望のあった行政区や団体に対し、防犯対策をテーマに、大河原警察署員が講師となり、最新の詐欺の手口や被害に遭わないための対策など、情報を共有する出前講座を実施し、ふだんから防犯意識の向上に努めております。

4点目、警察と連携した取組については、昨年10月から本年1月にかけて、大河原警察署と防犯実働隊が連携し、直接高齢者宅を訪問して注意喚起や啓発チラシを配布する高齢者世帯訪問を行いました。また、金融機関と連携した取組については、例年10月の全国地域安全運動期間中において、町内全ての金融機関の窓口に啓発チラシの設置を依頼しました。

さらに、街頭活動として、金融機関の利用者に対し詐欺被害防止の呼びかけを行っております。今年も、本町住民の財産を守るため、関係機関と連携を図りながら対応を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 加藤滋君、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 最近、新聞を読んでいますと、本当に特殊詐欺の被害の記事が多くなってきたように思います。新聞情報で申し訳ないんですが、8月27日の河北新報ですけれども、警察官を装う男からのだまされたふり作戦が悪用され、泉区の80代女性が1,200万円の被害に遭った。それと、8月29日には、同じく河北新報ですが、県内の涌谷町の70代男性がロマンス詐欺で2,651万円の被害があったという記事がありました。

それ以外、県内でも、驚いたことに、本町の町民が被害に遭っていることもございました。ロマンス詐欺では、8月29日の河北新報ですが、失礼しました、これは先ほど言いました2,651万円の件でしたね。それとは別に、10代の本町の女性が150万円の特殊詐欺に遭ったと。これは、内容を読みますと、副業名目の特殊詐欺で150万円をだまし取られたということで、スマートフォンから副業を勧誘するサイトにアクセスしてしまったという内容。それから、同じく本町の30代会社員男性、副業名目の特殊詐欺で現金など130万円をだまし取られたということで、高齢の方だけが被害に遭っているのかなと思ったんですが、若い方も、しかも女性も被害に遭っているということで、このような状況ですので、これまで以上の対策が必要になってくるんだろうと思います。

先ほど答弁の中でもあったんですが、県内の被害状況、2019年から2024年までの前半で26件ということで、新聞には出てこないような内容でも、そういう発生件数があるんだということだと思います。

その被害を防止するために、いろいろな啓発ですとか注意喚起とか必要だと思うんですが、私もメール配信サービスに登録していますので、そういうときには来るのを把握しておりますが、メール配信サービスとかLINEの友達登録とか、以前、1年前ですか、令和5年4月ですと、LINEが2,835件、メール配信サービスが3,809件だったと思います。1年半くらい経過しているんですが、現状の登録件数はどのような状況か教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） すみません、今ちょっと数字のほう、今私持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。（「はい」の声あり）再質問どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 5年度の実績報告で、LINEの友達登録が3,700件になったと書いてあったんですが、5年の4月が2,835件でしたので、900件近く一気に増えているという状況だと思います。この900件も増えた要因といますか、どのようなことをしてなったのかも併せてお願いをしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） すみません、資料のほう、今探し当てましたのでお答えさせていただきたいと思います。

メールにつきましては、今年の4月1日の時点になりますが3,811件、あまり、それほど多く伸びてないかと思えます。LINEに関しましては3,779件になるかと思えます。メールのほうは、ちょっと頭打ち状態かと思うんですが、LINEにつきましては、例えば高齢者の方々に対するデジタルデバインド対策というか、スマートフォン教室をやっておりますけれども、そういったところで、必ずLINE登録について最後お知らせするようにしております。そういった、あとは広報なんかしておりますけれども、地道な活動は続けさせていただいている状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○6番（加藤 滋君） こういう詐欺被害の注意喚起には有効な手段だと思いますので、登録件数、さらに増やしていただけるようお願いをしたいと思います。

それから、特殊詐欺の撃退電話機の購入費の一部補助、本町でもやっておりますけれども、購入費の2分の1の補助でございますね。実績を調べまして、令和3年度が4件、令和4年度が10件、令和5年度13件で金額が6万4,400円というデータがあったんですが、令和6年度現在までの状況をもし把握していれば、お願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） すみません、そちらのほうの数字が、今私、本当に持ち合わせてございません。ただ、これ宮城県の警察のほうでも同じように撃退電話の補助を行っておりますので、まず町に申請がありましたら、まず県のほうを、金額的にも大きいものですから、そちらを使うように勧めておりますので、前半に関しましてはそれほど多くない数字だと思います。後ほどこちらお答えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○6番（加藤 滋君） それから、注意喚起というか啓発という部分では、答弁にもあったんですが、出前講座を実施していると。希望のあった行政区や団体に対し、防犯対策をテーマに大河原警察署員が講師となるということなんですが、これの、たしか令和5年度の申込み、町の出前講座ですか、3件あったとデータがあったんですが、今年に入って令和6年度の状況はいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 6年度に関しましては、8月、今現在23件で、受講された方591人という数字になってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

- 6番（加藤 滋君） 23件という、かなり大きいんですが、多くなったんですが、これは対象的にはどういった、行政区とかそういうところでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（沖館淳一君） おっしゃるとおり行政区、それから各種団体、例えばシルバー人材センターさんとか、そういったところでやはり関心が高いように思います。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 6番（加藤 滋君） その出前講座の内容をちょっと聞かせていただきたいんですが、それは注意喚起ですので、データとか、こういういろいろな特殊詐欺がありますよという、そういう紹介とか、そういう内容なんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（沖館淳一君） 内容につきましては、大河原警察署の署員さんにお越しいただいて講座を開催してございます。おっしゃるとおり県内管内ですか、場合によっては柴田町のいろいろな、特殊詐欺に限らず犯罪の発生状況について実績をご紹介いただいたりとか、あとは犯罪に遭わないためにはどうしたらいいかというポイントをしっかり押さえていただいております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 6番（加藤 滋君） ちょっと調べたんですけども、出前講座の中で、実際にスマートフォンを利用した体験型啓発事業をやっているというところがございます、ちょっと規模も違うのであれですけども、東京都の特殊詐欺対策の中に、今お話しした体験型啓発事業を実施していると。出前講座の講話中に、参加者の携帯電話で特殊詐欺の模擬電話やSNSを体験できると、そういう内容にもしているということなんですが、こういう検討はされるお考えはございますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（沖館淳一君） 出前講座の内容につきましては、大河原警察署ともやはり相談しながら決めていきたいと考えてございます。
- 議長（高橋たい子君） 先ほどの答弁、後ほどということがありましたので、申出がありましたので許します。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（沖館淳一君） ありがとうございます。特殊電話の撃退電話の補助に関しての件数ということでございます。今現在で申し上げますと5件でございます。金額まで申し上げますと2万5,000円、それぞれ上限額行っている状況でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 6番（加藤 滋君） 今の東京都のをちょっと見ていたら、体験型以外にも、金融機関職員向けの特殊

詐欺被害防止研修会というのを実施しているとあったんですが、この研修会開催についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 金融機関の窓口等職員さん向けのという今、お話でございます。こちらについて、町で実施するべきなのか、実施というか音頭を取るべきなのか、金融機関のほうで、ここは会社のそういった防犯の意識を高める上で業務上の意味もあるかと思えますけれども、会社のほうでもこういったものを計画はしているんだろうなどは考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 防犯の街頭指導もされていると思うんですが、振り込め詐欺防止の街頭指導ということで、七十七銀行船岡支店、それから仙台大学で実施したと資料で見たんですが、これは年1回なんですか、何回かやっているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 回数につきましては、年1回は確実にやっておりますが、銀行のATM等そういったところでの啓発活動について、回数というと今すぐお答えすることはできないんですが、ただ、防犯実働隊さんのほうでスピーカーのついた車がありますので、そういったものを使って、年金支給日に合わせた偶数月の15日に合わせた広報活動を行ったり、あとショッピングセンターの駐車場をお借りしまして、そこで広報活動を行ったりということで、回数のほうは、犯罪防止月間等期間がございますので、そういったものに合わせて開催は行っているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） ちょっと話がずれるんですけども、KHBテレビの柴田町テレビ回覧板というのがございますね。その中でも、特殊詐欺撃退電話機購入補助の案内ですとか、そういうのが入っていると思うんですが、もう少し内容を改めるようなというか、こういう詐欺があって注意してください、注意喚起みたいな、そういうリニューアルするようなお考えというのはあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） KGBのテレビ回覧板になりますけれども、回覧板の性格上、文字数の制限がございまして、なかなかたくさん情報を、あそここの場に上げるというのがなかなかできないという状況になっています。また、QRコードとか、そういったホームページ、別なところに飛ぶような、そういうことも使えない、本当にテキスト文字だけの回覧板ということになっていきますので、その中でできる範囲内の工夫をしていきたいと考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 次、警察とか金融機関の連携の話になるんですが、新聞の記事なんですけれども、

宮城県警が作成した電子マネーのカードケースを活用した訓練が行われたというのがございました。これは、宮城県では2023年、サイトの未納料金やパソコンのウイルス除去などをうたってお金をだまし取る架空料金請求詐欺が169件発生しましたと。そのうち75%に当たる128件で、被害者が電子マネーを購入していることから、県警はコンビニと連携することで被害を未然に防ぎたいという考えだということです。

それで、仙台市泉区のコンビニで行われた訓練では、電子マネーを購入しようとした客に対し、定員が詐欺の手口などが描かれたカードケースを手渡し、声かけを行いましたというニュース、K G B のネットニュースかな、あったんです。それで、宮城県警は、このカードケースを県内全てのコンビニ約1,200店に配布する予定ということが書かれておりました。このことは、ご存じだったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） この件に関しては、存じ上げてはおりませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 多分、4月以降だと思うんですが、現物はこれです。こういう、ここにカードケースを挟み込めるような袋状になっているんですね。表裏全てに、ストップ特殊詐欺ということで、電子マネーを購入する方へ、未納料金、パソコンウイルス、高額当せん還付金、こういうキーワードが出たら詐欺ですよと書いてあるんですね。

これ、私先週、槻木のコンビニにちょっと行ってきました。それで、2軒目でこれをもらったんですけども、1軒目は店長不在だったんですけども、オーナーの方がおられたので、「警察から電子マネーを入れるようなカードケースのようなものが来ていますか」と言ったら、「分かりません」ということだったです。

2軒目、店長さんが不在だったんですけども、奥のほうから調理をされているような女性の方が対応していただきまして、「警察からカードケースみたいなのが来ていますか」と言ったら、「多分これじゃないですか」と、後ろのファイルというか、チラシとかを入れるラック状にこれが差し込んであったんですね。「ああ、それです。これいただけますか」と言ったら「どうぞ」と言うので1枚だけもらってきたんですが、そういうことだと。

私が思うには、配布はされているんだろうけれども、うまく活用されていないんじゃないかなという気がします。知らないというオーナーさんもいましたし、店長さんしか知らないんじゃない、スタッフの方も知らないんじゃない、うまく活用できているかどうか、ちょっと分からないですからね。そういう意味で、せっかくこういうツールがあるわけですので、この活用を、町のほうからコンビニに直接お願いするなんていうことはできないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） すみません、私もカードケースですか、見たことがちょっとなくて、また、電子マネーも購入したことがないものですから、多分、電子マネーを買ったお客さんに対して、お金を払うときに、その電子マネーを一緒に入れて、お渡しして、口頭でしゃべるのではなくて、ケースに書いてあることを見てください

いね的な使われ方をするのが本来のやり方ではないかとは思いますが。

警察のほうから、先ほど働きかけてというお話をいただいたんですけども、それに関しての使い方の啓発につきましては、警察のほうに、そういう活用がされてないようですということは、お伝えしていきたいなと思います。

○議長（高橋たい子君） 訂正の申出がありましたので、まちづくり政策課長から、許します。どうぞ。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 大変失礼しておりますけれども、先ほど申し上げました出前講座の実績件数でございます。

先ほど申し上げた、23件591人というお話をさせていただいたんですが、これは出前講座全体の数字でございまして、防犯に係るものにつきましては、今現在2件の59名という状況になってございます。訂正させていただきます。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。再質問ありますか。どうぞ。

○6番（加藤 滋君） 分かりました。23件と随分多いなと思ったものですから。

このケースなんですけれども、これが去年とかがあればいいかなと。私の友人が、まさにパソコンをやっていたときに、ウイルスに感染しましたという警報が、すごく大きな音が出るんだそうですね。それで、画面を見たら連絡先の電話番号が書いてあって、そこに電話してしまっただけで、そうしたら、電話の相手が、コンビニに行って電子マネーを5万円買ってきてくださいと言われてた。買ってきて、その裏に番号というか何かこうあるんですね、それを教えてしまったという被害があったということで、その人は途中でおかしいなと思って、もう電源を切ってしまったらしいんですけども。ですから、それ以上の被害はなかったというだけけれども「5万円取られちゃった」なんて言っていましたので、そういう場合には、このツールは役に立つのではないかなと思います。これは警察にもお話しただけということで、いいツールだと思いますので、有効に活用をお願いしたいなと思います。

最後に、仙台市の特殊詐欺対策ということで、特殊詐欺の被害に遭わないためにということが書いてあるのがありました。9項目ありましたけれども、読んでみますと、通常言われている内容ですけれども、私も含めて戒めのため、ご紹介をさせていただきますと、常に留守番電話機能を設定しておく、迷惑電話防止機器を利用する、事前に家族の合い言葉を決めておく、個人情報や暗証番号を教えない、電話をかけてきた家族に自分から電話して確認する、電話でお金のお話が出たら、おかしいなと思ったら警察や家族に相談する、公的機関の名を出されても信用しない、身に覚えがない請求や督促はがきなどにある連絡先には連絡しない、現金送れ、コンビニで電子マネーを買ってという案内は相手にしないということ、この9項目がありましたので、ちょっとご紹介をさせていただきました。

確かに留守番電話機能、私の自宅の固定電話は留守番電話機能していますので、それ以前に、もう固定電話に電話が来たら、私は出ないようにしています。用事がある方は留守番電話にメッセージを入れていただけますので、そのあと折り返し電話するというふうにはしています。

先ほどというか、同僚議員の吉田清議員の携帯にも特殊詐欺らしきものがかかってきたそうで、何か未納料金を支払っていただいたかな、払わなければ法的行為に出ますという内容だったかな。そういうことで、いつ誰にかかってくるか分からないのが特殊詐欺でございます、皆さんも被害に遭わないように、十分ご注意ください。業務に励んでいただきたいと思っております。

いずれにしろ、先ほど申し上げたとおり、本町でも特殊詐欺の発生が新聞にも出ておりますし、新聞に出ないまでも軽微な被害なんかもあるかも分かりませんので、今まで以上の注意喚起をお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて6番加藤滋君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩をいたします。

14時10分再開といたします。

午後1時56分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番森裕樹君、質問席において質問してください。

〔5番 森 裕樹君 登壇〕

○5番（森 裕樹君） 5番森裕樹です。大綱1問、質問させていただきます。

1. 学校施設の整備管理状況は。

1) 学校の校庭や屋外にある施設の安全点検はどのように実施されていますか。また危険と判断された設備や施設は近頃ありましたか。

2) 学校内における樹木の伐採などの管理はどのような基準でされているのですか。

3) 校庭などの使用による凹凸などの整地などは、誰がどのようなタイミングで行っていますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 森裕樹議員の大綱1問、学校施設の整備管理状況についてお答えします。

3点ございました。1点目、校庭や屋外にある施設の安全点検についてです。

学校において児童生徒が安心して活動するためには、学校施設の安全管理が適切に行われることが重要です。本町では、小中学校の屋外に設置している遊具やスポーツ施設などは、毎年専門業者による点検

を実施し、劣化状況の把握、危険箇所の早期発見に取り組み、児童及び生徒の事故やけがの防止に努めております。

昨年度は、全校で108か所の遊具などの点検を実施しており、使用不可に相当するとの判定を受けた遊具などはありませんでした。しかし、一部に塗装の剥離や、遊具の設置面にへこみがあるなど、軽微な修繕が必要と判定を受けた施設が10か所ありましたので、順次対応しているところです。

2点目、学校内の樹木の伐採などの管理についてです。

毎年、新年度の予算要求前に、学校での日常点検から確認された枯れ木や枯れ枝などのほか、近隣住民や見守り隊、スポーツ少年団などから寄せられた情報や要望を取りまとめて、学校、教育総務課、業者とで現場調査を行い、優先順位をつけて対応しております。なお、場合によっては緊急に対応しているものもあります。

3点目、校庭などの整地についてです。

学校用務員などが、学校行事前や台風などの自然災害の後に校庭の整地を行っております。また、スポーツ少年団の皆様にも、活動後に毎回、指導者や保護者が校庭整備を行ってくださっており、とても感謝しているところです。そのほか、地域やPTAなど様々な方々の協力により、おおむね良好な状態に維持管理ができております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（森 裕樹君） ご答弁ありがとうございます。

まずは、日頃より子どもたちのために学校の施設管理、そして樹木の伐採など迅速に環境整備をしてくださって、本当に心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

大綱1問のご回答でいただきました、軽微な修繕が必要と判定を受けた施設が10か所あったということなんですけれども、読んで字のごとくで軽微な修繕なんですけれども、では逆に、これはもう撤去しないと駄目だというものはなかったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） 使用不可に相当するというのはなかったというのは答弁のとおりでございます。緊急に撤去しなければならなかったというものにつきましてもなかったんですけれども、いろいろ学校と調整して、やはり撤去したほうがいいよというものがございました。例で言いますと、昨年西住小学校にあったタイヤ、あちらにつきましては、やはり学校と調整しまして昨年度中に撤去した次第でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（森 裕樹君） ありがとうございます。

やはり予想外、点検の中で出てくるもの、そうじゃないものというのが出てくるのかなど。やはり使っているうちに劣化が年度内、年度途中で見つかったりとか、そういったこともあるかとは思っているので、そういったところも迅速に対応していただいているということであると思います。

先日、槻木小学校に行っているときに、スポ少をやっている関係で伺ったときに、腐ってしまって破損している丸太のベンチがありまして、以前、お話をさせていただきに行ったときには、撤去する予定ですよという話をもらったんですけども、いつ頃お考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） 槻木小学校にある丸太、通常、スポーツ少年団の野球の試合ときに、子どもたちがベンチとして座ったり、あと通常、児童が平均台のように乗って遊んだりということでございます。

点検の結果、やはりちょっと中も空洞になって危ないということで、こちらとしては撤去と考えておりますが、今年度中にできればいいかなと思っております。なお、スポーツ少年団の代表の方にも確認したところ、撤去しても問題はないというご意見もいただきましたので、今年度中にということで計画しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（森 裕樹君） 今年度中に撤去するという予定ということで、今スポ少で使っています。そして、それを撤去した後、子どもたちベンチとして使っていたり、平均台として遊んだりということはもちろんしているんですけども、その後、例えば子どもたちがスポ少の後休んだりするようなベンチを、丸太のベンチを撤去した後ということは、どのようにお考えでしょうか。もし代替えのものを設置するのか、しないのかということも含めてお聞きしたいです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） 今活動しているスポーツ少年団の保護者の方、児童、子どもたちを見ますと、やはりキャンプ用の椅子を持ってきたりとか、保護者の方が置いていろいろ練習を見ているところがうかがえます。そういったところを活用していただければいいんですけども、学校のほうでも、例えば廃棄するパイプ椅子などがありますので、そういったのを活用していただくということも可能性的にはあるのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○5番（森 裕樹君） ということは、町で改めてそういったベンチの代わりとか、代わりになるようなものは準備する予定はないということでもいいですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） 今のところは、町のほうで新たに設置するとは考えておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（森 裕樹君） 先日、町内の中学校、小学校も全部は見えていないんですけども、小中学校を見

てきたので、校庭のほう見てきました。時期的なものなものであるかと思うんですけども、校庭の雑草というのが非常に広範囲にわたって生えておりました。校庭の雑草駆除について、町はどのような管理をされておりますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） 校庭の雑草につきましては、日頃学校の用務員さんに草刈りをしていただいたり、あとはP T Aですね、奉仕作業のときにご協力をいただいているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○5番（森 裕樹君） 用務員さんだったりP T Aというところだったんですけども、用務員さんのお任せするというには、ちょっとあまりに広範囲で、かなり無理があるのかなと思うんですね。用務員さん、学校でやるのが多分たくさんある中で、雑草の処理だけに時間を割くということもできないでしょうから、今の段階で用務員さんだけというのは非常に厳しいのかなと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） 近頃の猛暑であったり、あとは暑さのために、なかなか用務員さんも外で作業できる時間が少ないと聞いております。その中で、学校にいる用務員さんだけでなく、ほかの用務員さんと連携して、二、三人でチームを組んで1つの学校をできないかということでは、ちょっと教育総務課内では話をしておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○5番（森 裕樹君） やはり用務員さんの手だけでは、今年だけという話ではもちろんないので、ずっとその流れでやってきている。そして、P T Aの奉仕活動というもので夏休み明けとかにやるのが結構あるのかなと。実は、私も夏休みが開けるちょっと前ぐらいに、P T Aの奉仕活動に先日参加してまいりました。

例年やはり100人以上は生徒も含め来ていただけるんですけども、今年、朝6時からだったんですが、猛暑のせいなのか、ちょっと理由は分かりませんが50人程度しか集まらないというような現状がございまして、50人程度で朝の1時間で草を取っても、正直、側溝のスジアゲまでするので、ほとんど草を取ること、ほとんどというか全体を全部取るということが非常に厳しいと思うんですね。

この要因として、私が勝手に考えていることなんですけれども、やはり部活動に今年から参加というか、部活に入らなくてもいいよというルールになりました。部活に入らない子たちの親御さんは、私たち校庭に関係ないからいいんじゃないかなんて考えている親御さんも残念ながらちょっとおるのかなと。部活だけで使っている校庭ではないんですけども、P T A活動にお願いしていくというのも、なかなか今後難しくなっていくのかなと考えます。

やはり、雑草を抜く、刈るという行動というのは、人手がかなりいるのかなと思います。用務員さん、ほかの

委員さんとも連携しながらということなんですけれども、これから先多分、非常に子どもの生徒数も減ってくれば、グラウンドで動く回数も減ってくれば、草も生えやすくなるという状況になっていくかと思うので、この辺ちよっそろそろ考えて学校の整備というものをしていかなければならない時期に来ているんじゃないかなと思うんですけれども、見解をお聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 今、森議員さんも触れておられましたけれども、具体的に数値で言いますと、日本体育協会の熱中症予防のための運動指数というのがありまして、31度から34度となるところは嚴重警戒だ。その日が昨年度は、夏休み中の学校日誌、15日間なんですけれども、日誌に記録するのは、15日間のうち2日間が31度から34度だったんですが、今年度は、31度から34度が15日のうちの12日ということで、かなりやはり嚴重警戒という域での数値がありますので、その辺注意しながら教育委員会で整備すること。それから、子どもたちが部活あるいはその他の折に、続けて短い時間で取り組むということ、校長ともお話しをしながら進めていかなければいけないかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○5番（森 裕樹君） 確かに、今後課題になってくる大きなものなのかなと思います。やはり、校庭が草ぼうぼうで、もう膝ぐらまである草の中で、やはり学校の校庭としてはどうなのかなというところはあるので、今後、どういふうにしていくかというのはあれなんですけれども、課題として取り組んでいただければと思います。

グラウンドが荒れている状況というところで、先ほど質問させていただいた凹凸の整地とか、そういった部分なんですけれども、やはり地域やP T Aなど様々な方にご協力をいただいています。スポ少の親御さんなんかもご協力いただいているということなんですけれども、やはり凹凸がある状況の中で運動させるということは、やはり危険なのかなと私認識しております。校庭グラウンドが荒れている状態、例えば授業参観の後、校庭に車を乗り入れて、雨が降った後でぼこぼこになっている状態のところ、例えば走っています、ボールを追いかけます、サッカーしますといったときに、けがなんかの心配もちょっと出てくるのかなと思いますので、校庭グラウンドが荒れている状態で、例えば事故とかけがとかの報告というのは現段階では上がっていますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） そういったけがの報告は、今のところありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○5番（森 裕樹君） では、よかったです。私もスポ少の親として、たまに学校の引っ張る鉄の棒とか、そういうのを軽トラックにつけて、ぐるぐるぐるぐるやらせていただいています。やはり平らになれば、学校の先生からお礼もされますけれども、やはり使っている側の責任という部分も、子どもたちにとっては重要だと教えていく必要があるのかなと思いますので、スポ少さんにもグラウンド整備のご協力をお願いしますという案内を町からも

していただければありがたいのかなと思います。

先ほど校庭、グラウンドを見てきましたという話をさせていただきましたが、実は、特にひどい状況になっていたのが槻木中学校のテニスコートでございました。雑草もひどくて、もう原っぱのような状況になっておりまして、白線なんかも浮いている状態、とても安全に部活動ができるようなコートではなかったという状況を確認してまいりました。

使用状況を確認したところ、生徒たちは、テニスコートはやはりその状況では使えず、校庭に白線を引いて、女子と男子とテニス部分かれて部活をしているという状況なんですけれども、この状況で部活動しているということは把握しておりましたでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） 槻木中学校テニス部が、現在、校庭を使って簡易のネットを張ってやっているというのは把握しておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○5番（森 裕樹君） テニスコートが、グラウンドの隣に防球ネットもあってしっかりあるんですね、そこがちょっと荒れている状況ということで、こういった状況で部活が行われているため、同じ校庭で利用している、例えば野球部の打球がテニス部員に当たるということが、もう度々起きています。ちょっと分かりづらいかもしれないんですけれども、バックネットを背中にするとライト側で女子がやっています、センターの奥で男子がやっていますという状況で、当たりやすいのが、ライト側の女子テニスをやっている子たちに打球が飛び込むということが度々あって、ライナーでゴムのボールですけれども当たれば痛いですよ、けがにつながります。これが、もう1回、2回じゃない状況で度々起きていますということなんですね。大きなけがには今のところつながってないんですけれども、防球ネットが張られたテニスコート内で部活ができないということで、非常に危険な状態なのかなと思います。こういう状況でやっていることについて、どのようにお考えいただけますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君） 槻木中学校のテニスコートですけれども、昨年私、教育総務課に来まして、非常に草が伸びているということで現地を見させていただきました。どうやら熱中症対策ということで、なかなか草刈りもできなかった、部活動もそんなにできなかった。後は、オムニコートが次に槻木中学校にできるんじゃないかというわさもあるって整備しなかったとか、いろいろわさはあるんですけれども、非常に草が伸びている状況でございました。

槻木中学校は、ほかの学校と比べて4面あります。そういった大きさもあるのかなというところで、昨年、教育総務課で除草ですね、コート整備の業務を行ってきれいにしました。学校のほうには、きれいにしたので、これできちんと後は草取りなりをして使っていただきたいということで、お話ししたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○5番（森 裕樹君） 私も存じ上げていまして、一度除草してもらって始められるような状況というのを1回整えてもらったと。1年前ですか、去年ですかね。その中でも4面、槻木中学校はあって、船迫中学校は1面なのかな。4面全部使える状況にはもちろんなくて、1面も使える状況に今現状になっていないというのは、やはりやっていただいたのに、その後というのも大事なのかなと。

要するに、整備した後に子どもたちとか生徒、先生方、あとは保護者の方々含め、子どもたちの部活をやる環境というのをしっかりやっていく。例えば野球部であれば、野球をやった後は必ずグラウンド整備をする、ブラシまでかけるということ、テニスもやはり何も手を加えなければ荒れていくというのは当たり前の話なのかなと思いますので、そういったところも周知していかなければならないと思うんです。

実は町長、船岡中学校のテニスコートをオムニコートにした際に、船迫中学校、槻木中学校ともテニスコートを順次オムニコートに整備していくということをおっしゃっていたのかなと思うんですけども、いまだ実現されていないと。その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） オムニコートの整備のいきさつは度々話していると思うんですが、船岡中学校、県大会で1位と3位に入ったということなので、町長も懐が大きくなって、ご褒美はということで、子どもたちからオムニコートということだったので、そのとき大河原中学校、ライバル大河原中学校を破ったということもありましたので、私も勢いよくオムニコートを造ると約束してつくりました。

そしたら、当時のサトウ教育総務課長から、学校って公平性が必要なんですよ。槻木中学校も船迫中学校も考えていかないといけませんと、こういうレクチャーがありましたので、そのときには、やはりインパクトが欲しいと。町長の背中を押してくれる、何か大会で優勝するとか、そういうことであれば何せ4,700万ぐらいお金がかかるものですから、議会に対しても、1位になったからつくるんだということであれば、通していただけるんじゃないかなと、そういう思いがあったんですが、残念ながら、急に社会保障の伸び、後期高齢者医療それから特に障害サービスの伸びが予想以上に多くなってきております。一般財源の持ち出しが相当出ておりますし、また、子育て支援の関係の子ども医療費、これもコロナの関係で伸びておりまして、想像以上に一般財源の確保が難しくなっておりますので、当初予算では一般財源を要する公共事業はちょっとストップさせていただいて、9月の補正で何とかしたという実情でございます。私としては、オムニコートを造るという思いは捨ててはおりませんが、時期的な問題をご理解いただければなとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（森 裕樹君） 今、町長答弁を聞いても、私たち議員も、現在の町の情勢を考えると、船迫、槻木を全部オムニコートにしていくということは、現実的にはちょっと厳しいのかなと。さすがに、船中がそのとき優

勝しました。優勝するために練習が必要なんです。練習をするためには練習できる環境が必要です。もしその環境で優勝したらオムニコートということも、まだ　　が広がってくるのかなと。今の現状で、校庭で白線を引いている中で、パンパンとボールを、もちろん町長はソフトテニス経験者ですから分かると思いますけれども、感覚が多分、校庭でやるのとコートでやるのでは全然違うんじゃないかと思うんです。

オムニコートに整備していくということは、今の段階で私もちょっとお願いはしづらいです、もちろん。ですけれども、一生懸命活動をしている子どもたちが、今草が生えている、白線が浮いている、　も浮いているというような状況の中で部活をさせるということは、まず子どもたちの安全確保ができていないということと、あとは、野球部のボールがいつ飛んでくるか分からないというような環境で、集中して部活に取り組むということが今現状できていないということなので、オムニコートということではなくて、1回ホックリ起こして、整地をして、白線をちゃんと整地すると。

オムニコートではなくても、そこら辺までの整備を、今本当に町長もしかしたら見ているかも分からないですけども、あの槻木中学校の今のコートを見ていたら、ちょっとひど過ぎるんです。なので、何とかテニスコートというものを原状復帰というか、オムニコートじゃなくても取り組めるような環境というのを整備を何とか整えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 確かに、オムニコートを造ると、槻木も船迫も造ると言ってしまった以上、気にして槻木中学校の道路を通っております。確かにあそこを通ると、私の船岡中学校のテニス部のことをトラウマのように思い出します。あのときは、お金がなくて、白線じゃなくて、我々ラインで線を引っ張ってコートを作っておりました。そして大河原中学校が遠征試合に来たときに、溝に行くとボールが曲がるんですね。それでこのトラウマがありました。ですから、通るたびに現状のテニスコートでもないかと。でも、一方でオムニコートを約束しているということなので、その兼ね合いで実はどうしようか迷ってきております。

今回、通常のテニスコートに戻すだけでも相当のお金がかかるんですが、これを通常のコートで直してしましますと、当面オムニコートは先送りせざるを得ないと。そこが子どもたちにどう影響するのかというのは、ちょっと気になるところでございます。何か反問権じゃないですけども、その辺、どうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 反問権……。議員の考えを問うということですので、反問ということで、森議員、回答を求めます。

○5番（森 裕樹君） 私の立場から申し上げますと、オムニコートにすぐにでもしてもらいたいんです、もちろん。やはり約束をしていただいたというのだって、オムニコートをぜひ今すぐにでもしてもらいたいというのもやまやまです。ですけれども、財政状況を鑑みると、それを無理くりお願いしてもできないのが分かっている状況で、オムニコートに絶対してくれとは、私もそれはなかなかお願いはできないかなと。

なので、オムニコートを諦めるという話ではないんです。行く行くはオムニコートにしていくと。ですけれども、今の現状で部活がちゃんと子どもたちが健全にできる環境を整えてくださいというお願いになっているというのが、私の今の現状の考えでございます。よろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） ただいまの回答を得て、それに反問することがあればどうぞ、町長。

○町長（滝口 茂君） 思いは分かりました。とにかくオムニコートは諦めないけれども、その前に、通常のテニスコートで子どもたちが安心してやれるようにということでございますので、教育総務課に見積りを取っていただいて、何千万とかかるのであればオムニコートのほうがいいんですけれども、それを見積もって、当初予算で、金額によりますけれども盛り込めるのであれば、子どもたちの安全と、オムニコートは先送りしても、当面はですよ、我慢していただけるということであれば、前向きに検討していきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 森議員、よろしいですか。では通常にもどしましょう。再質問ありますか。どうぞ。

○5番（森 裕樹君） ありがとうございます。

やはり、子どもたちがけがなく安全に部活動を楽しむと。そして、技術を磨いて県大会で優勝するぐらいの環境をまず整えることということが、やはり最重要なのかなと思えます。

今、非常に心強いご意見をいただきまして、当初予算ということで、今年度ではなく来年度なのかなと思えます。部活の中総体が6月、5月あたりになるんですけれども、なるべく早く、ご対応していただければありがたいのかなと思えます。非常に本当に、子どもたちにとってはありがたいご回答をいただきました。ありがとうございます。

ちょっと最後になるんですけれども、先ほど教育総務課長からもありましたけれども、やはり1回整備をしたと、1回整備した後に荒れるというのは、町の責任でも何でもありませんよ、町の責任じゃないです。やはり、そのスポーツをやっている人間が、その場所に感謝して部活動、スポーツをやった後に、しっかりグラウンド整備をする。例えばローラー、テニス部のことなので、あまり分からないですけれども、ローラーをかけたり、ブラシをかけたり、白線をきれいにしたり、ネットをきちんと畳んだりとか、そういったことをしっかり部活の中でやっていくというような指導というものも必要なのかなと思えます。

やはり、町にやってくれ、やってくれということだけではなく、スポーツをしている、中学生ですからもう、スポーツをしている人の道具、場所を使う責任というのもやはりあるんじゃないかなと思えます。

それを町側から、整備したよと、あとは君たち、あとは学校側、あとは子どもをやらせている保護者に、そういったグラウンド整備といったものをしっかりと、こうやってやるんだよとか、こうやってメンテナンスしていけば草生えないよとか、毎回必ずこれをしなさいよというような指導をしていくべきなんじゃないかなとも思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 大変大事なところをお話いただきました。校長会の中で、そのことは確認してまいりたいと思っております。

あと、先ほどのテニスコートの件ですけれども、今ご承知と思いますけれども、学校部活動の地域移行がございまして、各学校部員の数を今確認しながら進めておりますので、そういったところもちょっと頭の中に入れていただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（森 裕樹君） やはり、スポーツを愛すということは、使っているコート、グラウンド、道具、ラケット、グローブ、バット、サッカーボール含め、やはり物を大切にすることは大事なのかなと思います。その思いをしっかりと学校側にも、そして地域移行していくとなれば学校側だけではなくてくる、指導者だつたりにもしっかりとそういったものをお伝えしていただきたいなと、この場を借りてお願いを申し上げたいと思います。

子どもたちが安心安全に生き生きとスポーツを励むことができるように、本町も引き続き、子どもたちのためにご尽力いただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて5番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

15時再開といたします。

午後2時44分 休 憩

午後3時00分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔7番 安藤義憲君 登壇〕

○7番（安藤義憲君） 7番安藤義憲です。

1. 空き家対策は。

1) 本年10月に空き家、空き地の調査を行う案内がありました。その目的と調査結果が何につながるのでしょうか。

2) 令和5年の調査時の空き家は何件あったのか。また空き地は何件あったのか伺います。

3) 起業しようとする個人または法人に物件を紹介し、利活用することによって移住定住につながっていくと思われませんが、いかがでしょうか。

4) 転入や転出することも考慮しなければなりません。転入者に対して空き家の情報を知らせ、転出者に

対しても空き家となり、賃貸も含め放置家屋とならないよう所有者の意向も確認するべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安藤義憲議員、空き家対策で4点ほどございました。

1点目、町が実施する空き家・空き地調査は、町内の空き家・空き地について実態を把握し、利活用可能な空き家、老朽危険空き家等に分類し、町の空き家・空き地に関わる施策検討の資料とするため実施しております。

2点目、行政区長の協力による1次調査、町職員による2次調査の結果、空き家については、調査の対象となった件数は466件でした。1次調査の結果に基づき2次調査を実施しましたが、1次調査で空き家とされた報告でも、居住者がいた物件や、立入りができず判定できなかった9件を除くと、その判定は異常なしが204件、危険のない程度の一部破損ありが170件、危険な状態が83件でした。特に苦情や相談が多い危険な状態にある空き家については、寄せられる苦情等も記録できる個別のシートを作成し、今後の対応に役立てていきたいと考えております。

また、空き地については調査件数が211件、1次調査で空き地と報告があったものが農地であったものを除けば、その判定は適正管理が147件、部分的に問題ありが41件、問題ありが5件となりました。

調査の結果による危険な状態の空き家83件、問題ありの空き地5件については、所有者または管理者に適正管理のための家屋の修繕、草取り等を促す通知をいたします。

3点目、令和6年4月から、町内の空き家を有効活用し、移住定住の促進に図ることを目的とした空き家バンク制度を開始しました。空き家バンクへの登録は、空き家等を売りたい、貸したいと考えている所有者から空き家バンク情報登録申請を提出していただき、その後、登記簿等の資料確認のほか、町内の不動産事業者とともに物件の内部調査を実施し、登録の可否を判断します。調査に基づき登録が可能となった物件は、全国の空き家情報が掲載され、誰でも自由に閲覧できる、国土交通省が公募し選定された民間事業者が運営するウェブサイトで広く情報を公開することで、利用を希望する方とのマッチングを推進します。

なお、空き家バンク事業の運営に当たっては、令和5年12月に宮城県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会宮城県支部の2団体と協定を締結し、会員である町内不動産事業者7社の協力を得ているほか、空き家コーディネーターとして、本年4月に地域おこし協力隊を1人委嘱し、現在、町職員とともに物件の掘り起こしや相談対応、情報発信などの業務に当たっております。

現在、空き家バンクへの登録拡大に向けて登録申請があった物件の調査を実施しており、今後物件の登

録が進めば、町への移住を希望される方をはじめ、起業を目指す方など様々な方へ物件の紹介ができるものと考えております。

4 点目、転入転出の手続では、窓口に来る際には、転入の場合、既に住む場所が決まっていることが大半ですので、窓口で空き家の情報を提供する意味合いは薄いと思います。一方、転出される方については、その多くは持家ではなく貸家やアパートからの転出でありますので、転出が直接空き家の発生にはつながらないと考えております。空き家・空き地の対策として有効なのは柴田町空き家バンクであると考えますので、これからも広く周知し、多くの住民の皆さんに利用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○7 番（安藤義憲君） 新聞報道なんですが、令和 5 年、昨年ですね、2023年の空き家が全国で900万戸余りがあったと。そのうち、住む予定のないいわゆる放置空き家が385万戸あるとありました。同じく宮城県内においても14万戸の空き家があり、放置家屋が5万1,800戸あると報じられております。柴田町においても相当数の空き家、放置空き家があると推察いたしますが、過去3年間、調査の結果、空き家の件数、放置家屋の件数はどれくらいありましたでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 安藤議員、町長答弁の中にあっと思うんですが。（「3年間、3年度、4年度、5年度、5年度の数字だと思うんですが、町長答弁は」の声あり）通告外ですよ、安藤議員。通告にないので、すみません、別の質問に変えてください。

○7 番（安藤義憲君） はい。じゃあ変えまして、調査の結果466件があったということでございますが、そのうち異常なしが204件、そして一部破損ありが170件、危険な状態が83件という町長の答弁でございますが、以前、委員会で私が入っておりましたときの空き家の調査をやりましたときに、A、B、C、D、Eと4つの判定がありました、あの当時は。その中でD判定というのが、調査した時点においては1戸あったんですけども、今答弁がありました危険な状態の83件というのは、どのランクに入るのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） 申し訳ございません。どのランクに入るのかということになりますけれども、今回のことでお答えさせていただければ、A判定が異常なし、適正に管理されている、B判定が危険のない程度の一部破損ありという、ひびや亀裂があるものですね、C判定が危険な状態というところでのA、B、Cというところでランク分けをさせていただいたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○7 番（安藤義憲君） 以前にD判定というのが、いわゆるそれはC判定の中に含まれるようになったと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） そのように理解しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（安藤義憲君） なぜ空き家、空き地が出てくるのか。そこには、転勤あるいは家族の死去、家族の移動というものが、様々な理由があるかと思いますが、そういうことで放置家屋になったり空き地になってしまう。これらを、放置空き家を含む空き家、空き地は治安上大変危険な状態であると思うわけでございます。放置することによって家屋の倒壊のおそれ、あるいは不審者のたまり場、ごみの投げ捨て、そういうことで、衛生上も大変不安なところでもございます。こういう不安なところを、どういうふうにして対処していかれるか、そのことをお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） 不安の解消というところでございますが、まずは、危険と判断された場合についてでお答えしたいと思います。こちらにつきましては、修繕等が必要ということでありますので、所有者等を確認し、その方々に、所有者、管理者の方々に通知をいたしまして、適正な管理をしていただきたいということで通知を行っていきたいと考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（安藤義憲君） 自宅の近くにある空き地なんですけれども、そこにはもう空き缶が数えたら十何個、固まって捨てられている姿が丸々見えたんですね。そういうところで、その土地の所有者に、こういう状況だから取り除いてくださいとかということも町としては言えるのかどうか。あるいは地権者の人から言わせると、そこは勝手に置いていった、あるいは投げていったやつだから町のほうで何とかしてくれという話になったときには、町としてはどういふ対応を取られるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（犬飼美江子君） 空き地の管理についてでございます。そちらにつきましては、日々、町民の皆様から苦情が寄せられておりますので、空き地の所有者の方に対しまして、やはり所有者の方を確認いたしまして、その所有者の方に適正な管理をということで、こちらも通知をさせていただいているところで。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（安藤義憲君） ぜひ、地権者にそのようにおっしゃっていただきまして、私、確認してからでも、1週間、10日近くその場所にそのまま放置されている状態ですから、何分、取り除かれるように協力のほどをお願いするようにしてください。

それで、空き家バンクの件でございますけれども、今年の4月1日からでしょうか、空き家バンクが進むようになったのが。まだ半年余りでございますが、この空き家バンクそのものに登録している件数というのは、まだ1件

もないという答弁のように受けてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 空き家バンクへの登録のお尋ねでございます。今現在の登録件数につきましては、まだ残念ながらゼロ件という状況になってございます。ただ、申請をいただきまして、その申請に基づいている審査を行っての今ゼロ件という状況なんです、申請自体につきましては、今3件上がってきてございます。それから、つけ加えて申し上げますと、あと相談ですね、今申請まで至っていないケースなんですけれども、またさらに3件あるというような今状況になってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（安藤義憲君） ネットで調べたところなんですけれども、栃木県佐野市では、転入を促進し地域活性化を図るため、空き家を購入した方の改修工事費用の一部を、空き家改修費用補助金として交付するシステムがあると書いてあったんですよ。またそれとは別に、入る家に耐震工事があった場合は耐震工事をする費用補助もすると。佐野市では、修繕費用の半分、2分の1、50万円を上限として補助しているという制度をつくってあるわけでございます。これ、全国各地にあるようでございますけれども、柴田町としても、こういう補助制度をつくり、空き家に入ろうとする人が、その家の修繕にかかる費用を補助されるようなシステムをつくっていただければ、また入ってくる人たちも入りやすいような状況になるのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 改修に関するリフォーム等も含めてになると思いますが、改修への助成ということで、今お話いただいた佐野というお話をいただきまして、県内もいろいろ調べさせていただいているんですが、そういう補助事業に取り組んでいる自治体、確かにございます。

柴田町で促進のための制度をつくってはというお話をいただきましたが、まだ始まったばかりで、実際に、改修に対する補助というのは、確かに取り組んでいるところは結構多くはございますが、今何が、まず登録に向けて件数を増やすということが、まず第1の取組になりますので、そこに力を注いでいるという状況でございます。

あと、相談いただいております方々からの内容も今精査しまして、どういった制度づくり、どういったものが必要になるのかという部分を今調査しているような状況になっております。移住のための改修費用の補助ということを、将来的には考えていかなければならない時期がいずれ来るのではないかなとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（安藤義憲君） 今のお話でございますけれども、始まったばかりだからこれから考えていかなければならないということですけども、始まったばかりだから、今これを始めれば、3件相談されているのがあるということに、そのことを付け加えることによって、その方も入ってみようかというのがもう一つ出てくるのではないかななど

と思うんですけども、考え過ぎでしょうかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 改修のための費用ということになりますので、新たに購入される方が改修する場合への費用ということになりますので、現所有者の方へのリフォーム補助というのとは、またちょっと性格が違ってくるのかなと思います。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。再質問ありますか。どうぞ。

○7番（安藤義憲君） ありがとうございます。いかに住民を増やし、いかに町の力を伸ばすか。やはり、人口が減少している少子高齢化の時代において、一人でも多く町民として柴田町に入ってもらえれば、それだけの力というものが出てくると思うんですけども、相当数の空き家の、それをいかにして一人でも多く代わりに住んでもらうというか、空き家を一戸でもなくそうというふうな、そういう対策で進んでいかなければ空き家は増える一方だろうななどと思うんですけども、そういう思いをなくすべく、町のほうでしかるべく対応していただければなと思っております。

以上のようなところでございますが、改めて空き家対策よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて7番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時23分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月4日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 15番 広 沢 真

署名議員 16番 白 内 恵美子